令和８年 11 月　静岡市保健所生活衛生課改正

はじめに：「医療法人設立の手引き」について

この手引きでは、医療法人の設立をお考えの方のために、次の４点を解説します。

１　医療法人制度の概要
２　医療法人の設立
３　医療法人の附帯業務
４　医療法人の運営に関する注意事項

医療法人は、営利を目的とする商法上の「営利法人」や、公益を目的とする「民法上の公益法人」とも違う、**「医療法に基づいて設立される、公益性の高い特別な法人」**です。

医療法人制度は、“安定した医療提供体制の確保”を目的として昭和 25 年に導入されました。その後、数回の制度改正を経て、医療を取り巻く環境も変化した現在、医療法人には次の在り方が求められています。

非営利性と公益性の徹底

・事実上の配当行為を厳しく抑制

医療の担い手として安定した、活力ある法人運営

・効率性の向上　　・透明性の確保と情報公開

これから医療法人の役員（理事長、理事、監事）に就任する予定の皆さまには、この手引きをよくお読みいただき、適切な設立認可申請書類を作成するとともに、医療法人の設立後は適正な法人運営に努められるようお願いします。

なお、医療法人の設立、診療所の開設などに関する不明な点は、静岡市保健所生活衛生課（以下、この手引きの中では「生活衛生課」とします。）までお問い合わせください。

静岡市保健所生活衛生課

〒420－0846　静岡市葵区城東町 24 番１号
電　話　　054-249-3159
ＦＡＸ　　054-209-0540
E-Mail　　seikatsueisei@city.shizuoka.lg.jp

※１　この手引きは、開業実績がある個人開設診療所の法人化を前提に作成しています。

※２　法人の事務所を浜松市に置く医療法人の設立は浜松市保健所へ、事務所を静岡市、浜松市以外の県内の市町に置く医療法人の設立は静岡県庁医療政策課へ御相談ください。

Ⅰ 医療法人制度の概要

1 医療法人制度の目的

医療法は、営利組織による医業経営を認めていません（医療法第７条第６項)。

医療法人制度が創設された目的は**“非営利性を担保しながら、医療の永続性・継続性を確保し、もって国民の健康増進に寄与すること”**です。

> *医療法第 40 条の２（医療法人の責務）*
> *医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。*

2 医療法人の特徴

（1）「本来業務」と「附帯業務」

医療法第 39 条は「医療法人の**本来業務**」、第 42 条は「医療法人の**附帯業務**」を規定しています。医療法人は“定款に記載した本来業務の実施”が存在の目的ですから、実施することができる業務の範囲に次の特徴があります。

・本来業務は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の開設、運営
・附帯業務の実施は、本来業務に支障がない場合に限り可能(定款への記載が必要)

（2）剰余金の配当禁止規定

医療法人制度の目的である「非営利性の確保」を担保するために、医療法第 54 条は剰余金の配当を禁止しています。

① 剰余金は、医療施設の整備等に充てなければならず、配当は禁止されている。
② その他の「実質的な利益配当行為」を禁止。

> *医療法第 54 条（剰余金配当の禁止）*
> *医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。*

3 医療法人の種類

医療法人の組織の形態は、大別して「医療法人社団」と「医療法人財団」の２つです。本書では以降、主に医療法人社団の設立・運営について解説します。

（1） 医療法人社団

設立しようとする者(自然人)が設立総会を開催し、基本事項を「定款」で定め、市保健所長あて設立認可を申請し、認可後、登記することによって成立します。

必要な資産（現金、不動産、医療機器など）については、以下の方法によって調達します。

①設立者等が期限を定めて、設立される法人へ資産を拠出（「基金制度」という。）

②設立者等による寄附

設立者は医療法人の「社員」となり、法人成立以降、重要事項を社員総会で決定します。

※「基金制度」について（平成 19 年 4 月から）

基金とは・・・

社団である医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、拠出者に対して法令及び当事者間の合意の定めるところに従って返還義務を負うもの。

基金の拠出者の権利、返還の手続き等、必要な事項を定款で定めることによって、医療法人は基金を引き受ける者の募集をし、その活動の原資となる資金を調達することができます。

なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

医療法施行規則第 30 条の 37、第 30 条の 38、
平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省医政局長通知「医療法人の基金について」

＜参 考＞ 出資持分の定めを有する社団

資産を出資した社員が出資割合に応じた「出資持分」とその払戻請求権をもつ形態の社団医療法人。

平成 18 年の医療法改正により、平成 19 年４月以降に設立認可申請する医療法人については、この形態での設立は認められなくなった。

なお、平成 19 年４月１日以前に設立され、又は設立認可を申請した医療法人については、当分の間、従前のとおり「出資持分」とその払戻請求権が認められている(医療法附則第 10 条)。

（2） 医療法人財団

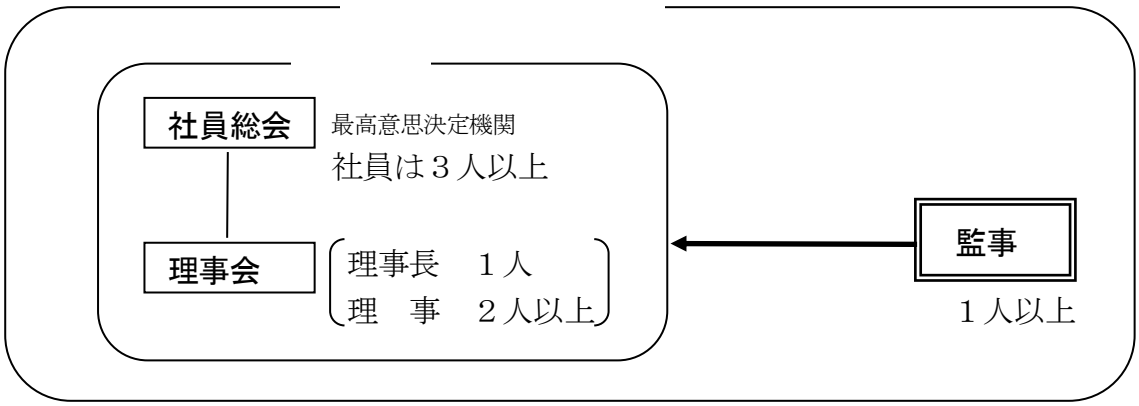
個人や法人が無償で寄附する財産（寄附財産）により成立し、基本事項を「寄附行為」で定めます。「財団」は理事会と評議員会が一定の運用方針に従って財産を運用します。

4 医療法人の構成

社団たる医療法人の最高意思決定機関は「社員総会」です。事業計画、収支予算、決算、定款変更など重要事項の決定は、「社員総会」の議決(承認)を必要とします。

また、医療法人には次の役員を置かなければなりません（医療法第 46 条の５）。

理　事	執行機関として３人以上（うち１名を理事長とする）
監　事	監査機関として１人以上 （理事や当該法人の職員の就任は不可。医療法第 46 条の５第８項）



役員の欠格事由（医療法第 46 条の５第５項）
次のいずれかに該当する者は、役員に就任することはできません。

① 法人
② 心身の故障のため、職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
③ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事関連法令により罰金以上の刑に処せられ、その執行又は執行猶予期間が終了してから２年を経過していない者
④禁錮以上の刑に処せられ、その執行又は執行猶予期間が終了していない者

（1）社　員

医療法人の「社員」とは、社団の医療法人を構成する「人の集まり」の「人」に相当します。

日常使用する「会社に勤務する人」という意味の「社員」とは区別されます。

医療法人の社員は**“自然人”**でなければならず、他の医療法人や株式会社といった「法人」及び「団体」が社員になることはできません。

社員は、医療法人社団の基本的な構成員です。最高意思決定機関である「社員総会」を構成し、各１個の議決権を行使して重要事項を決定します。従って社員は**常時３人以上**いること、及び**15 歳以上の者**であることが望ましいとされています。

（2）理　事

医療法人の理事は、理事会を構成して、社員総会が決議した事業計画に従って法人の業務を執行する機関です。事業規模に応じた適当数（３人以上）を、**原則として法人の社員のうちから選任**します。ただし、必要がある場合は社員でない者を理事に選任できます。

理事の選任に際しては、業務の執行機関という性格上、**遠隔地に居住して理事会への出席が困難な者、及び未成年者の理事就任は望ましくありません。**

なお、医療法第 46 条の５第６項の規定により、医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の管理者は、必ず理事に加えることが義務付けられています。

理事が２人以下の医療法人（医療法第 46 条の５第１項ただし書）

診療所を１箇所のみ開設し、かつ適任者が不在のためにやむを得ず“理事が２人の医療法人”を設立しようとする場合は、設立認可と併せて「医療法人の理事数の特例認可」を必要とします。

認可にあたっては、適任者が不在である理由について、詳細な説明が必要です。

なお、理事が１名の医療法人設立は御遠慮ください。

（3）理 事 長

医師又は歯科医師である理事１名が、理事長として医療法人を代表します（医療法人の代表権を有するのは理事長のみ。医療法第 46 条の６の２第１項）。

設立当初の理事長は、設立総会において設立者間で互選します。また、設立以後の理事長の変更及び重任は、定款の規定に基づき理事会で決議します。

（4）監　事

医療法人には１人以上の監事を置かなければなりません。

監事は、法人の財産状況及び理事の業務執行状況などを監査し、不正を発見したときは社員総会、理事会又は市保健所長への報告を行い、報告のため必要があるときは社員総会を招集します。（医療法第 46 条の８）また、法人の業務又は財産の状況について、理事会に対して意見を述べます（医療法第 46 条の８の２）。

これらの職責を負う監査機関ですから、法人と利害関係のある営利法人等の役職員、当該法人の理事、当該法人の評議員、当該法人の社員、当該法人の職員、開設する医療機関等の職員、理事の親族、未成年者の監事就任は望ましくありません。この場合、親族とは６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族をいいます。また、監事は法人の財務諸表を監査しうる者であることが必要です。

5 医療法人の名称

下記の注意事項に留意の上、「医療法人社団 ○○ 会」などの名称を決めてください。病院又は診療所を１箇所だけ開設する医療法人に限り、医療機関の名称を付して「医療法人社団 ○○ 医院」を法人名にすることができます。

また、登記可能な法人名称かどうか、事前に法務局に確認することをお勧めします。

付名時の注意事項

・誇大な名称を使用しない。　・国名、県名、市町村名を使用しない。

・法人成立後、医療法人の名称を変更する場合は、市保健所長の定款変更認可が必要。

6 定　款

医療法人は、医療法や民法などの各法令に従う他、定款を定め、定款の規定に基づいて運営されなければなりません。

定款は、医療法人の**事業活動の正当性の根拠**となる非常に重要な書類です。

医療法人は定款を事務所に備えて置くことが義務付けられています(医療法第 51 条の４第１項第３号参照)。

（1）定款の効力について

定款の規定に反して行われた意思決定や事業活動は、正当性・有効性を疑われるおそれがあります。

（2）定款の変更

一部の事項(次項ｄ及びｋ)を除き、定款の変更は市保健所長の認可がなければ効力を発しません。

（3）モデル定款

原則として、この手引きに掲載した社団医療法人モデル定款に準じて作成してください。

※医療法人設立時に関係しない箇所は削除してください。

例)

モデル定款：第３条	本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。
	↓
定款作成時：第３条	本社団は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

定款の必要記載事項（医療法第 44 条）（社団の場合）

a. 目 的
b. 名 称
c. 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
d. 事務所の所在地
e. 資産及び会計に関する規定
f. 役員に関する規定
g. 理事会に関する規定
h. 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
i. 解散に関する規定
j. 定款変更に関する規定
k. 公告の方法

7 医療法人の財産

医療法第 41 条第 1 項の規定により、医療法人はその業務を行うのに必要な資産を有しなければなりません。なお、医療法第 54 条の剰余金配当禁止規定などがありますので、医療法人の財産の取得及び処分に際しては、次の事項に留意してください。

医療法人の財産取得、財産処分に関する基本的な注意事項

① 業務に必要ない資産を取得することにより、医療機関の経営に多大な影響を及ぼすことがあってはならない。
② 役員と締結する売買又は賃貸借契約の金額は、剰余金の配当禁止に留意。

（1）開設する医療機関の土地、建物

医療法人が開設する医療機関の土地・建物は、当然ながら法人の自己所有であることが望ましいとされています。

土地や建物を賃借する場合は、賃貸借契約書に契約期間の更新が円滑に行われる内容であること又は長期間（概ね 10 年以上）の契約であることを明記してください。

不動産を購入して法人が自己所有する場合

①役員及びその親族などから購入する場合は、不動産鑑定評価額、固定資産評価額等と照らし適正な売買価格とし、かつ“法人以外の者が債務者の(根)抵当権”を抹消することが必要です。

不動産を第三者から賃借する場合

① 賃借権設定登記をすることが望ましい。
② 住宅兼用の場合は、医療機関が使用する箇所しか賃借することができません。

不動産を役員、役員の親族、役員の関連企業などから賃借する場合

① 過大な賃借料の支払いは剰余金の配当と見なされます。契約締結及び賃料改定の際は、適正な賃借料であることの算定根拠を明確にしておくこと。

②設立後の法人運営が順調に推移し、不動産を買い取るのに必要な剰余金が蓄積された場合は、自己所有とするのが望ましい。

自己所有、賃借の場合ともに注意すべき事項

① 「法人の事業」「従業員の福利厚生」以外の目的で使用してはならない。

② 不動産を第三者に賃貸し、賃貸料収入を得ることはできない。

（2）拠出財産の評価

設立時の財産目録を作成する場合は、以下の基準により評価額を算定してください。

評 価 基 準

1	不動産、借地権	不動産鑑定評価額、固定資産評価額等
2	預貯金	拠出額を担保する金融機関発行の残高証明書
3	医業未収金	直近の健康保険収入実績などからの推計額
4	医薬品、診療材料	払出帳簿の額
5	医療用器械備品	基準日前日の減価償却後の台帳価格
6	自動車、什器備品	基準日前日の減価償却後の台帳価格
7	電話加入権	簿価又は取引時価
8	保証金など	契約書の記載額
9	内装、附属設備	基準日前日の減価償却後の台帳価格

（3）負　　債

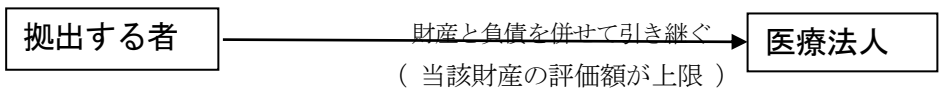
医療法人の負債については、次の２点に注意してください。

① 個人の負債を医療法人が承継する場合

設立者などの個人負債を医療法人が引き継ぐことは、一定の条件を満たす場合にのみ認められます。医療法人が、正当な理由がないのに別の者の債務を承継することは、医療法第 54 条が禁止している「剰余金の配当」に該当します。

Q．医療法人が、別の者の負債を引き継ぐことができるケースは？

A．医療法人へ拠出される財産について、**当該財産の取得に要した負債の残債務（当該財産の現在評価額が上限）**を、財産と併せて引き継ぐ場合。



② 役員と金銭消費貸借契約を締結して資金を借り入れる場合

役員からの借入金は、無利子としてください。医療法人の運営上、必要性が希薄

であるにも関わらず役員から資金を借り入れ、さらに金利を支払う行為は「剰余金の配当」となります。

（4）設立当初の運転資金

医療法人が医療機関を開設してから最初の２ヶ月間は、保険診療報酬が支払われません。その間、適正な医療機関経営が行えるだけの運転資金として、現金、預貯金、個人開業時代の医業未収金といった換金が容易な流動資産を御用意ください。

8 医療法人の会議

医療法人の運営は、「社員総会」（最高意思決定機関）と「理事会」という２種類の会議の決議に基づいて行われます。

会議は、定款の規定により適正に開催されなければならないのは勿論ですが、その記録（議事録など）が適切に保存されていないと適切な運営がされていることを証明できません。

（1）有効な会議の成立

① 急を要する場合を除き、定款で規定された日数の前までに書面での通知が必要。
② 出席すべき構成員のうち、過半数が出席しなければ会議は不成立。

（2）有効な議決に必要な定足数

① 通常は出席した構成員の過半数で議決。
② 定款で特に規定した重要な事項（社員総会において議決）
- ・解散　　総社員の４分の３以上の同意
- ・他の医療法人との合併　総社員の同意
- ・他の医療法人との分割　総社員の同意

（3）議事録の作成

① 会議の中で、必ず議事録署名人の選任をすること。
② 理事会では、出席した理事(定款で「理事長」としているなら当該理事)及び監事の、署名又は記名押印が必要です。
③ 社員総会では、議長のほか、議事録署名人の署名又は記名押印が必要です。

（4）会議に関する書類の保存

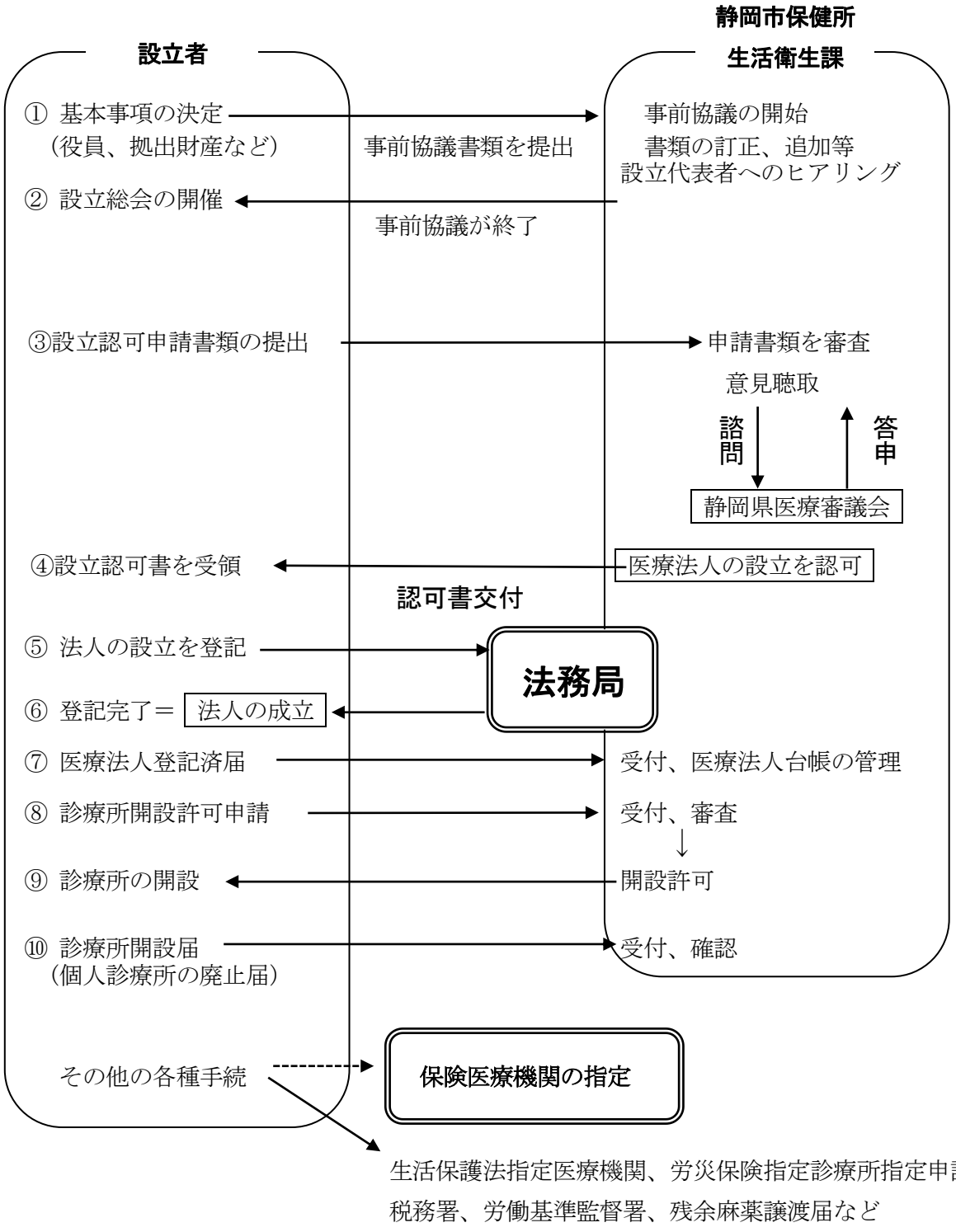
開催通知、委任状、会議資料、議事録などの書類は、紛失することなく長期間保存しなければなりません。社員総会の議事録は、社員総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

Ⅱ　医療法人の設立

1 医療法人の設立に必要な事務手続

医療法人を設立して、実際に医療機関を開設するまでには、非常に多くの必要書類を準備しなければなりません。静岡市では、申請者の皆さまへ「医療法人設立認可申請書類を提出する前の事前協議」をお願いしています。

事前協議 ＝ “必要書類の事前確認”　押印等は不要です。



２ 医療法人設立認可スケジュール（例）

（①、③、④は前頁の手続に対応）

事前協議資料の提出期限①（提出期限の予定）	基準日	事前協議	申請受付期間（事前協議終了日以降）	申請日③	設立認可④
５月上旬	10 月 1 日	～７月中旬	申請日まで	８月上旬	９月上旬
10 月下旬	４月１日	～12 月中旬	申請日まで	１月上旬	３月上旬

※１　医療法人の設立をお考えの方で、医師会・歯科医師会の会員の方は、事前に各会へ相談をしていただくようお願いします。

※２　基準日とは、財産目録、事業計画、収支計画などを作成する際の起算日です。

※３　スケジュールは変動します。事前に生活衛生課（電話 054-249-3159）へお問い合わせください。

３ 事前協議について

静岡市では、「医療法人の設立認可を申請する前の事前協議」をお願いしています。

事前協議は、設立認可申請書類の不足や誤りを事前に確認して、正式申請後の短い期間で適正な審査をするために必要なことですので、お手数ですが御協力ください。

４ 申請書類の提出部数

事前協議資料　　**生活衛生課へ１部**を提出（押印不要）

正式申請書類　　**生活衛生課へ正本２部を提出**

５　注意

申請日を過ぎた申請は受理できません。(次回以降の申請受付期間での取扱いになります。)

5 設立認可と設立の登記

（1）設立認可

医療法第 45 条第２項の規定に基づく静岡県医療審議会（医療法人部会）の意見聴取後、原則として 14 日以内に設立を認可するか否か処分を決定します。

（2）設立の登記

医療法人の成立要件は“設立の登記”です。「設立」の登記が完了した後でなければ、不動産賃貸借や物品購入といった契約行為などにおいて、第三者に対抗することができません。

保健所で医療法人設立認可書を受領した後は、事務所の所在地を所管する地方法務局で、２週間以内に**“医療法人の設立”**を登記してください。

なお、設立登記の完了後は、速やかに“登記簿謄本を添付した医療法人登記済届”（正本１部）を、生活衛生課へ届け出なければなりません。また同時に定款（要原本証明）をご提出ください。

> *医療法 第 43 条（登 記）*
>
> *医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、分割、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。　※ 政令＝組合等登記令*
>
> *2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。*
>
> *組合等登記令 第３条第１項（設立の登記）*
>
> *組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、しなければならない。*

6 医療法人を設立した後の各種手続

医療機関の開設のほか、法人格の取得に伴う各種手続を行わなければなりません。

（1）医療機関の「開設許可」及び「開設届」

個人が開設していた医療機関を廃止して、医療法人が開設主体の医療機関を新規に開設する手続です。詳細について所管する保健所へあらかじめ確認しておいてください。（静岡市葵区、駿河区の場合は静岡市保健所、清水区の場合は静岡市保健所清水支所）

※　設立から１年以内に正当の理由がないのに医療機関を開設しない法人は、設立認可を取り消されます。

医療法第 65 条　(設立認可の取消)

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

（2）保険医療機関の指定など

医療法上の取扱いが“医療法人による医療機関の新規開設”になりますので、保険医療機関の指定、残余麻薬、生活保護や労災保険指定の届出など各種の手続も、医療法人が改めて行う必要があります。

詳しくは東海北陸厚生局静岡事務所､所管保健所などの管轄機関へお尋ねください。

（3）税務上の諸手続

個人事業の廃止と､法人事業の開始手続などが必要となります｡詳しくは､税務署､県財務事務所及び各市町へお尋ねください。

（4）社会保険、労働保険など

法人は、社会保険の加入が義務付けられているほか、従業員を雇用する事業者は労災保険、雇用保険の加入が必要です。

詳しくは社会保険事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所へお尋ねください。

（5）各種契約の締結

医療機器などの売買契約、不動産賃貸借契約などについて、速やかに医療法人としての契約を締結してください。

7　法人の事務所に常に備えておくべき書類

①	定款（設立時の定款～現行定款）	⑧	財産目録、貸借対照表、損益計算書
②	社員、役員、従業員の名簿	⑨	監査報告書
③	役員の就任承諾書、履歴書	⑩	会計証拠書類
④	許認可関係文書（認可書、許可証）	⑪	資産台帳と関係書類(不動産登記簿他)
⑤	会議の議事録、資料、委任状など	⑫	官公署との往復書類
⑥	事業計画書及び事業報告書	⑬	法人の登記簿
⑦	収支予算書及び収支決算書		

Ⅲ 医療法人の附帯業務

1 附帯業務の範囲

医療法人は、本来業務（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の運営）に支障がない限りにおいて、医療法第 42 条に限定列挙された附帯業務を行うことができます。

【 附 帯 業 務 の 範 囲 】 医療法第 42 条関係

・医療関係者の養成又は再教育
・医学又は歯学に関する研究所の設置
・医療法第 39 条第１項に規定する診療所以外の診療所の開設
・疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置
・疾病予防温泉利用施設の設置
・保健衛生に関する業務
①薬局　②施術所　③衛生検査所　④介護福祉士養成施設
⑤介護職員養成研修事業　⑥難病患者等居宅生活支援事業
⑦介護保険法に規定する訪問介護、通所介護等と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次のア～ウに掲げるもの
ア　道路運送法第４条第１項の規定による一般旅客自動車運送事業
イ　道路運送法第 43 条第１項の規定による特定旅客自動車運送事業
ウ　道路運送法第 78 条第３項又は第 79 条の規定による自家用有償旅客運送等
⑧介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業等のうち、保健衛生に関する業務とされているもの(※を参照)
⑨助産所　⑩歯科技工所　⑪福祉用具専門相談員指定講習
⑫高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置　(※都道府県知事の登録を受けたものに限る)
⑬労働者派遣法第４条第１項第３号及び労働者派遣法施行令第２条第１項の規定により派遣労働者に従事させるころが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。
（１）労働者派遣法施行令第２条第１項各号に掲げる業務
（２）労働者派遣法施行令第２条第１項第１号に掲げる業務
⑭障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業
⑮障害者の雇用の促進等に関する法律第 34 条に規定する障害者就業・生活支援センター
⑯健康保険法第 88 条第１項に規定する訪問看護事業
⑰学校教育法に規定する学校等及び児童福祉法に規定する保育所等において障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
⑱認可外保育施設（地方公共団体が運営を委託し又はその運営に費用を補助するもの）
⑲医療法人の開設する病院又は診療所の患者で、医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者に対して、当該医療法人が配食を行うもの
⑳児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業
㉑産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）
㉒医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 14 条第１項に規定する医療的ケア児支援センター
㉓海外における医療施設の運営に関する業務
・社会福祉法第２条第２項及び第３項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施(※)
・ 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの)

※厚生労働省医政局長通知
「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年３月 30 日医政発第 0330053 号）
（※R6. 3. 1 現在　最終改正　令和４年医政発 0401 第 27 号）

2 定款の変更

附帯業務は、あらかじめ定款の変更認可を受けて、定款に追加しなければ実施することができません。お早めに生活衛生課まで御相談ください。

3 介護保険法に基づく業務

介護保険法に基づく居宅サービス事業のうち、医療系サービス（訪問看護ステーションを除く）は、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の業務として定款に特別の規定を設けることなく実施できます。

一方、福祉系サービスを実施するためには、医療機関とは別に事業所を開設して、法人の定款に追加する変更認可が必要となります。

福祉系サービスの事業所の指定と定款変更の関係

介護保険法に基づく事業所の指定を受けるには、先に法人の定款変更が必要です。

剰余金の配当の禁止

附帯業務の収益（医業外収益）は、本来業務と同様に役員などへ配当する行為が禁止されています。利益剰余金として内部留保しなければなりません。

Ⅳ 医療法人の運営に関する注意事項

医業経営の法人化は、継続的な医療経営組織として社会的な信用が増し、個人開設と比較して長期的かつ安定的な資金調達が容易になるなどのメリットがあります。一方で静岡市保健所長への各種届出の義務、事業者（雇用主）として各種法令を遵守する義務、法人運営の透明性確保と説明責任など、役員は多くの責務を負います。

以下、主に医療法を中心に解説いたしますが、医療法人の理事長、理事、監事に就任される方は必ずお読みいただき、適切な法人運営をされるようお願いいたします。

１ 定款の遵守

定款は、法人の運営に不可欠な、憲法のように重要な存在です。（６頁を参照）

医療法人の事業活動は、「医療法などの法令に反しないこと」も当然ですが、「定款の規定に基づいている」ことが問われます。法人の役員及び事務担当者は、定款の内容に精通して、適正な法人運営を行わなければなりません。

なお、定款のほか法人の運営に必要な規定（給与規定、就業規則など）も、理事会の承認を経て、明文化してください。

２ 市保健所長への届出を必要とする事項

医療法人は、医療法の規定に基づき静岡市保健所長へ各種の届出を行います。法人においても、控えを保管してください。

（１）事業報告書等及び監査報告書の届出 （医療法第 52 条第１項）

毎会計年度終了後３ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書を届け出ます。

決算は、定款の規定に従い監事の監査を経て、理事会及び社員総会の承認を受けてください。

（２）開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報の報告（医療法第 69 条の２第２項）

毎会計年度終了後３ヶ月以内に、経営情報を報告します。

ア 提出書類

①病院に係る報告事項　様式１

②診療所に係る報告事項　様式２

※様式は厚生労働省ホームページに掲載されています。

※（１）事業報告書等及び監査報告書の届出　と同時にご提出ください。

（３）役員変更の届出 （医療法施行令第５条の 13）

定款の規定により「社員総会の承認を得た法人の役員の変更」を届け出ます。

ア 提出書類　　医療法人役員変更届

イ 添付書類　① 新たに役員に就任した者の「就任承諾書」及び「履歴書」
② 役員を選任した社員総会議事録の写し（理事長が原本証明）
(③ 任期の途中で役員が変わる場合は、辞任する方の辞任申出書)
(④ 理事長を選任した場合は、選任した「理事会議事録の写し」及び「医師(歯科医師)免許証の写し」（理事長が原本証明））

重任の際も、役員変更の届出は必要です。

（4）登記の届出 （医療法施行令第 5 条の 12)

登記事項の変更登記をしたときは、遅滞なく登記の完了を届け出ます。

ア 提出書類　医療法人登記済届
イ 添付書類　法人の登記事項証明書

医療法人の登記事項 ［医療法 43 条第１項、組合等登記令第２条及び第６条］

① 目的及び業務
② 名　称
③ 事務所の所在地
　⇒ 変更後若しくは認可書到達後２週間以内に登記
④ 理事長の住所、氏名　⇒ 理事長選出後、２週間以内に登記
⑤ 資産の総額　⇒ 決算を社員総会で承認した後、２週間以内に登記

3 市保健所長の認可を必要とする事項

（1）定款の変更 （医療法第 54 条の９）

医療法人の定款は、一部の事項を除き、市保健所長の認可を得なければ変更することができません(誤字訂正などの軽微な変更でも､認可を得ない変更は無効です)。

役員定数の増減、分院の開設及び廃止、附帯業務の追加などの事業計画がある場合には、お早めに生活衛生課まで御相談いただき、定款の変更認可を受けてください。

（2）医療法人の解散、合併及び分割 （医療法第 55～62 条）

医療法人の解散（破産などを除く)、合併及び分割は、市保健所長の認可が必要です。

法人資産の詳細と処分方法の確認など、認可に際して審査する事項が多いため、設立と同様に「申請前の事前協議（押印前の書類の確認)」を行っています。

また、解散認可にあたって静岡県医療審議会(医療法人部会)の意見聴取が必要なため、設立認可と同じスケジュールで事前協議資料を提出いただいております。

医療法人の解散事由（医療法第 55 条）

① 定款をもって定めた解散事由の発生
② 目的たる業務の成功の不能　・・・*市保健所長による解散認可が必要*
③ 総会の決議　・・・*市保健所長による解散認可が必要*
④ 他の医療法人との合併　・・・*市保健所長による合併認可が必要*
⑤ 社員の欠亡
⑥ 破産
⑦ 設立認可の取消

（3）理事数の特例認可　（医療法第 46 条の５第１項ただし書）

理事に欠員が発生し、適任者が不在のためにやむを得ず理事が２人（理事長を含む）となる場合は、定款の理事定数を２人に変更しなければなりません。このとき定款の変更認可とは別に、医療法人の理事数に関する特例認可が必要です。

（4）非医師理事長就任の特例認可　（医療法第 46 条の６ただし書）

医療法人の理事長には、医師又は歯科医師しか就任できません。

やむを得ない事情により、医師又は歯科医師ではない者を理事長に就任させる場合は、医療法人の理事長に関する特例認可を受ける必要があります。

なお、非（歯科）医師理事長に関する特例認可は、

① 理事に“開設する医療機関の管理者たる（歯科）医師”がいるにもかかわらず、 非（歯科）医師を理事長に就任させる正当な理由があること。
② 社員及び役員の構成などから、法人の事業運営に（歯科）医師の医学的知識が反映されるよう担保されていること。

以上の２点を総合的に判断し、かつ下記の例外を除き静岡県医療審議会（医療法人部会）の意見を聴いた上で認可するか否か処分を決定します。

医療審議会の意見聴取を必要としない非医師理事長特例認可

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を遂行することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者などが理事長に就任しようとする場合。
　ただし、その子女が臨床研修などを終えた後に、理事長に就任することを承諾している場合に限る。
② 特定医療法人又は社会医療法人の場合。
③ 地域医療支援病院を経営している医療法人の場合。
④ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人の場合。

Ⅴ 医療法人への指導監督

市保健所長は、医療法人の運営を適正に保つため、指導監督を行います。

1 報告及び立入検査

医療法第 63 条

都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 法令等の違反に対する措置 （改善命令、業務停止命令、役員の解任勧告）

医療法第 64 条

都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 設立認可の取消

医療法第 65 条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後１年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

医療法第 66 条

都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

設立認可申請　提出書類一覧表

	書　類　の　名　称	様式番号	事前協議	正式申請	備　　考
1	医療法人の要約	14	○		事前協議のみ提出 詳しくは68頁を参照
	＊個人時代の確定申告書（写）など		○		
	＊収支計画（医業収入）の算定基礎	任意	○		基準日以前２年間の実績がない法人のみ
2	医療法人設立認可申請書		○	○	様式第31号(第２条関係)
3	設立趣意書	2	○	○	
4	設立総会議事録（写）		○	○	設立代表者の原本証明を要する
5	定款		○	○	
6	設立当初の財産目録	3	○	○	
7	設立当初の財産目録明細書	4	○	○	
	＊基準日前日の減価償却表	任意	○		事前協議のみ提出
8	設立時の負債明細書	5	○	○	
	＊債務引継承諾書	任意	○	○	法人が負債を引き継ぐ場合のみ
9	売買契約書（案）		○	○	設立時に法人が資産を買取る場合のみ
	＊売買物件の財産目録	任意	○	○	
10	基金の拠出に関する書類		○	○	基金拠出契約書等
	＊残高証明書		●	○	事前協議と正式申請時にそれぞれ添付
11	社員（役員）名簿	7	○	○	
12	社員及び役員全員の履歴書	8	○	○	申請日より３ヶ月以内の証明書が必要、
	〃　　印鑑証明書		●	○	
	役員の身分証明書		●	○	
13	役員就任承諾書	9	○	○	
14	開設しようとする診療所の概要	10	○	○	
	＊案内図		○	○	診療所の位置を示す地図の写しなど
	＊敷地図		○	○	診療所の建物配置図面
	＊公図（写）		●	○	該当箇所及び医療機関の位置を図示
	＊建物平面図		○	○	
	＊常勤医師の免許証（写）		○	○	
	＊リース契約書（写）		○	○	
	＊リース引継承認書（写）	任意	○	○	事前協議までに承認を得てください
15	土地、建物の登記事項証明書 （登記簿謄本）		●	○	賃借している場合も必要
16	現在締結している 不動産賃貸借契約書（写）		○	○	個人開設時代から不動産を賃借している場合に必要
	不動産賃貸借契約書（案）及び 転貸に関する承認書（写）など	任意	○	○	詳しくは61頁を参照
17	法人設立後に締結する予定の 不動産賃貸借契約書（案）		○	○	法人設立後に、医療機関の土地・建物を賃借する場合に必要
	賃借料の積算根拠を示す書類		○	○	役員などから賃借する場合に必要
18	設立後の事業計画	11	○	○	**個人時代の実績が基準日以前２年以上ある法人は１年分、それ以外は２年分**
19	設立後の収支計画	12	○	○	
20	委任状	13	○	○	

注１）　＊は添付書類の意味です。　注２）　● については、証明書などの写し（コピー）で可。

注３）　事前協議では、申請者が作成する書類は、原則として全て押印前のものを提出。

注４）　各種証明書は、申請（予定）日より３ヶ月以内のもの（各２部）を御用意ください。

注５）　様式１は申請書、様式６は欠番。

◎ 医療法人設立に係るチェックリスト

確認しておくべき事項		医療法	適否	備　　考
法定要件	1　医療機関を開設し運営するのに必要な医療用器械備品、什器備品、薬品衛生材料消耗品等を有していること。	41		
	2 ＜不動産＞ ・法人の自己所有が望ましいこと。 ・賃借する場合は、賃借期間が長期間かつ確実であること。 （＊概ね10年以上又は自動更新）	平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知		
	3　附帯業務の範囲が適法で、かつ定款へ正確に記載されていること。	42		
	4　定款には、必要記載事項が全て記載されている。	44		
	5　定款が法令に違反していないこと。	45		
	6　理事３人以上、監事１人以上が置かれていること。	46の５		理事数を２人以下とする場合には、特例認可申請書が必要。
	7　理事長は医師又は歯科医師である。	46の６		
	8　開設する医療機関の管理者は、全て理事に加えること。	46の５第６項		２以上の医療機関を開設する医療法人のみ特例認可の対象。
	9　監事は理事・職員を兼務できない。	46の５第８項		
	10　法人の役員、社員などから不動産を賃借しようとする場合は、賃借料が妥当であること。	54 平成19年3月30日医政発第0330049号医政局長通知		近隣の土地、建物などの賃借料と比較して著しく高額な場合は、第54条（剰余金の配当禁止規定）に抵触するおそれがあるため。
	11　引き継ぐ負債は出資等必要不可欠な財産に係るものに限る。運転資金などの負債を引き継がないこと。	54		医療機関の業務を行うのに必要な債務以外は、引き継ぐと法第54条に抵触するおそれがあるため。
指導事項	1　２ヶ月分の運転資金を有すること。	－		設立当初の２ヶ月は、保険診療収入が見込めないため。
	2　社員が３人以上であること。	－		
	3　医療法人の運営に、特定の営利法人が影響を及ぼす恐れはない。	－		医療機関の非営利性の確認。
	4　監事は、理事の親族及び会計帳簿の整理を担当する税理士等でないこと。	－		監査機能の確保。
	5　役員構成が同じ他の医療法人及び営利法人から、不動産又は医療用器械備品等の賃借、あるいは管理業務を委託するなどの事実がないこと。	－		医療機関の非営利性の確認。 法第54条（剰余金の配当禁止規定）に抵触していないことの確認。

（ 記 載 例 ）

様式第 31 号(第 2 条関係)

医療法人設立認可申請書

＊1

令和〇〇年　〇月　〇日

（あて先）静岡市保健所長

＊2

住所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号

設立代表者

氏名　静岡太郎

医療法第 44 条第 1 項の規定により医療法人　〇〇〇　の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

［ 記載上の注意 ］

＊1　申請年月日	・事前協議の段階では記載不要です。⇒ 空欄 ・**正式申請の際は、実際に保健所へ提出する日付を記載します。**
＊2　設立代表者の住所	・**設立代表者の住所は、印鑑証明書と同一の住所**を記載してください。 ・番地、号なども省略しないで正確に記載してください。 ・**他の申請書類に記載する役員（理事長、理事、監事）の住所についても、同様に印鑑証明書の住所に統一し、正確に記載してください。**
＊3　書類作成者	・行政書士が書類を作成した場合には、申請書の左上に事務所所在地、行政書士氏名、事務所電話番号を明記の上、職印を押印してください。 ・行政書士法により、行政書士資格のない者が他人より依頼を受け報酬を得て書類を作成・提出することは禁止されています。

（ 記 載 例 ）

様式　2

医療法人社団○○○設立趣意書

私、静岡太郎　は、平成 10 年４月より静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号において□□クリニックを開設し、地域医療の充実に微力ながら貢献してまいりました。

医療を取り巻く環境が大きく変化した現在、当クリニックは「リハビリテーション環境の充実」と「かかりつけ医としての診療機能の向上」を目標として医療の充実に努めているところでございます。

このような状況において、経営を合理化して「良質かつ安定した医療を地域住民に提供する」ためには医療法人による経営に移行する必要があると考え、他の設立者の賛同を得ることができました。私を含めた設立者一同、医療法人設立の上は、地域医療と社会福祉の向上に貢献をしていく決意です。また、医療法人の責務を果たすべく、次のとおり考えております。

① 運営基盤の強化の方法　・・・・・・・・・・・・・

② 提供する医療の質の向上の具体的方策　・・・・・・・・・・・・・

③ 法人運営の透明性確保の図り方　・・・・・・・・・・・・・

④ 地域医療への積極的な貢献の方法　・・・・・・・・・・・・・

よって、ここに医療法人社団○○○の設立認可申請をするものであります。

令和○○年　○月　○日

医療法人社団　○○○

住　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号

設立代表者

氏　名　静　岡　太　郎

［ **記載上の注意** ］

＊１　設 立 趣 旨

・医療法人は非営利性の法人ですから、営利性が疑われるような表現は適切ではありません。（経営の多角化、利益の追求など）

・医療法人を設立する目的、経営方針などを確認するための書類です。**この記載例を模倣することなく、下記事項について、具体的に記載して下さい。**

①運営基盤の強化の方法　②提供する医療の質の向上の具体的な方策
③法人運営の透明性確保の図り方　④地域医療への積極的な貢献方法

＊２　年　月　日

・日付は設立総会の開催日と同日になります。（事前協議では空欄）

（ 作 成 例 ）

医療法人社団〇〇〇設立総会議事録

１　日　時　　令和〇〇年　〇月　〇日　　午後〇時〇〇分から

２　場　所　　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号　　□□クリニック事務室

３　出席者　（設　立　者）　静岡太郎　　静岡花子　　清水次郎
　　（オブザーバー）　富士山一男

４　議事

医療法人社団〇〇〇を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ、　静岡太郎　が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席に着き、午後〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

第１号議案　　医療法人設立趣旨承認の件

設立者　静岡花子　は発言し、この法人の設立趣旨を別紙「医療法人社団〇〇〇設立趣意書」のとおり述べた。

議長が本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第２号議案　　社員確認の件

議長は発言し、この法人が静岡市保健所長の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員がこの法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第３号議案　　定款承認の件

議長はこの法人の定款（案）を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第４号議案　　拠出申込及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、この法人設立の資産とするため、拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから、別紙基金引受申込書のとおり拠出したい旨の申込があった。

また、　静岡花子　は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人社団〇〇〇設立認可後〇〇年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金の返還をすることができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、　静岡花子　は発言し、　静岡太郎　がこの法人に拠出するＸ線撮影装置及び自動現像機について、その購入資金として●●銀行と令和××年×月×日に締結した金銭消費貸借契約の負債に、金 4,046,014 円の残債務があるが、債権者の承認を得て、これを設立する法人で引き継ぎ返済したい旨を述べた。

また、　静岡花子　は発言し、現在　静岡太郎　が所有する医薬品及び医療用器械備品等について、別紙売買契約書（案）を示し、売買代金を金 15,022,779 円として法人設立の際に　静岡太郎　から購入したい旨を述べた。

議長は発言し、前述の　静岡太郎　からの拠出金、債務引継ぎ及び売買契約の件について全員に発表したところ、一同これを確認し、この法人設立時の負債金額が金 19,068,793 円となることについて一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

議長は発言し、以上の結果から、この法人の設立時の純資産額は金 22,870,271 円となり、その財産目録は別紙のとおりとなることを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第５号議案　　設立後１年目の事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件

議長は発言し、この法人の設立後１年目の事業計画（案）及び収支予算（案）を一同に示し、詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第６号議案　　役員及び管理者選任の件

議長は発言し、第３号議案で可決した定款に規定されるところに従い、この法人の役員（理事３人、監事　１人）及び□□クリニックの管理者を選任したい旨を述べ、理事及び管理者については設立者間で、監事については設立者以外から選任したところ、次のように決定した。

理事　静岡太郎　（□□クリニック管理者）

理事　静岡花子

理事　清水次郎

監事　富士山一男

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に就任することが決定した者のうちで互選した結果、次のように選任された。

理事長　（住所）　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
　　（氏名）　静岡太郎

選任された者は、この就任を承諾した。

第７号議案　　設立代表者選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連名で静岡市保健所長に申請することとなっているが、ここで設立代表者１名を選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成した。

設立者間で設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者　静岡太郎

選任された者は、この就任を承諾した。

また、議長は発言し、医療法人設立認可申請に際し、内容の実質的な変更を伴わない軽微な修正等について、設立代表者に一任したい旨を述べたところ、全員異議なくこれを承認した。

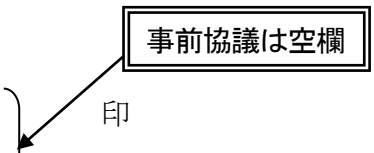
第８号議案　　この法人が開設しようとする診療施設の不動産賃貸借契約承認の件

議長は発言し、現在設立者　静岡太郎　が個人で開設している診療所の建物については、この法人が、建物の所有者である　静岡太郎　から賃借することとしたい旨を述べ、賃貸借契約書（案）を示してその承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって医療法人社団○○○の設立に関する全ての議事を終了したので、議長は閉会を宣言した。　（午後○○時○○分）

本日の決議を確認するため、設立者全員が署名押印する。

令和○○年　○月　○日



設立者　　静岡太郎　　印

設立者　　静岡花子　　印

設立者　　清水次郎　　印

設立総会議事録　作成上の注意

＊１　開催年月日	実際の設立総会の開催は、事前協議終了後としてください。したがって、開催年月日は、事前協議終了～申請日前日となります。**※事前協議では空欄**
＊２　場　　所	原則として法人の事務所となる場所で開催し、詳細に記載してください。
＊３　出 席 者	**設立当初の社員＝「設立者」の全員が必ず出席し、氏名を記載します。** 社員ではない役員（監事）就任予定者も、役員への就任を承諾するために“オブザーバー”として出席しなければなりません。
＊４　基金制度の採用	基金制度（３頁参照）を採用する医療法人の設立に関する総会議事録作成例のため、基金制度を採用しない場合には、拠出申込みに関する記載を削除してください。
＊５　引継負債	設立者が拠出する財産について、その財産を購入するために要した金融機関からの借入金残高に限り（評価額＊を限度として）、医療法人が引き継ぐことができます。あらかじめ債権者から「債務の引継」の承諾を得て、承諾書を添付してください。＊不動産については不動産鑑定評価額、固定資産評価額等 また、個人開設時代の運転資金に係るものは引き継げません。
＊６　負債金額	「引継負債の金額」と「売買契約書（案）の金額」の合計が設立時の負債金額となります。設立時の負債明細書や財産目録など一連の申請書類と、金額が一致しているか確認をお願いします。
＊７　事業計画及び収支予算（収支計画書）	一人医師医療法人の場合、個人時代の十分な実績（基準日以前に２年間）があれば、それぞれ１年分を作成してください。実績が２年に満たない場合は、２年分の事業計画と収支予算案を作成し設立総会で承認しなければなりません。
＊８　賃貸借契約	設立総会で、設立後の法人が締結する予定の不動産賃貸借契約（案）を承認します。なお、現在個人で第三者から賃借している契約を、個人から法人へ引き継ぐことも可能ですが、その場合は貸主の承諾をあらかじめ書面で得ておくと同時に、議事録を適宜調整してください。(60 頁参照)
＊９　設立者の押印及び割印	議事録の末尾において、必ず設立者全員の署名押印をしてください。 また、複数葉に及ぶ議事録には、設立者全員が割印してください。
＊10　原本証明	議事録の原本は大切に保管し、正式申請には「議事録の写しに設立代表者が原本証明したもの」を提出していただきます。

［ 関連書類 ］　① 様式 3　設立当初の財産目録（資産、負債の総額）
② 様式 5　設立時の負債明細書
③ 財産の拠出に関する書類（基金拠出契約書など）
④ 債務引継承諾書　⑤　売買契約書（案）
⑥ 様式 7　社員及び役員名簿（拠出額）⑦ 様式 14　医療法人の要約

（作　成　例）

医療法人社団○○定款

定款例	備　　考
第１章 名称及び事務所 第１条 本社団は、医療法人社団○○と称する。 第２条 本社団は、事務所を静岡県静岡市○○区○○町○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・不動産の登記事項証明書、又は住居表示と一致しているか確認すること （例）○　一丁目２番３号 ×　１－２－３ ＊不動産登記と住居表示が異なる場合は、市が発行する住居表示に関する証明書を添付すること。
第２章 目的及び事業 第３条 本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	
第４条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (2) ○○診療所　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (3) ○○園　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (4) ○○介護医療院　静岡県静岡市○○区○○町○○番地	・医療機関を２カ所以上開設する医療法人は、第４条に全ての医療機関の名称と所在地を記載すること。 ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
２ 本社団が○○市（町）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (2) ○○診療所　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (3) ○○園　静岡県静岡市○○区○○町○○番地 (4) ○○介護医療院　静岡県静岡市○○区○○町○○番地	・本項には、地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院等の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（第 30 条第 3 項及び第 31 条第 5 項について同じ。）
第４条の２　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 居宅介護支援事業の実施 ○○居宅介護支援センター	・法人設立当初から附帯業務を実施しようとする場合は、附帯業務を規定する条を設ける。行わない場合は、本条を設ける必要はない。
第３章　　基金 第５条 本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。	・基金制度を採用しない場合は、「第 4 章資産及び会計」以下の条を繰り上げること。（それに伴い、発生する条項ずれに注意すること。）

第６条 本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。 第７条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 ２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 ４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 ５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。 ６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。 第８条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 ２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。 第４章 資産及び会計 第10条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２ 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第10条の２ 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・ ２ 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第11条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法に	・本条を規程するか否かは任意。不動産、運営基金等重要な資産は基本財産とすることが望ましい。

よって、理事長が管理する。 第12条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。 第13条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第14条 本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。 第15条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２ 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３ 本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を静岡市保健所長に届け出なければならない。 第16条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。	・医療法人の会計年度は原則として「４月１日から翌年３月31日まで」であるが、定款で独自の会計年度とすることが可能（医療法第53条）。 ・収益が生じた場合は、職員に対する福利厚生（ただし、特定の役員のみを対象とするものは不可）や、開設する医療機関の整備、改善に充てるほかは、積立金として法人に留保しなければならない。
第５章 社員 第17条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第18条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社 ２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 ３ 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。 第19条 社員は、やむを得ない理由のあるときは、社員総会の承認を得て、退社することができる。	・本項を規程するか否かは任意 ・「やむを得ない理由があるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。」としても可
第６章 社員総会 第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年３月及び５月に開催する。 ２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。	・法人の収支予算及び収支決算は、社員総会の承認が必要であるため、決算期の前後に定時総会を開催することが望ましい。作成例では、決算月の３月に収支予算を承認する総会を、決算後の５月に収支決算を承認する総会を開催することとしている。

3 理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１を下回る割合を定めることもできる。
4 社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可
第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。	
第22条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定	・基本財産を定めていない場合は第２号は削除
2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。	
第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。	
2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	
第24条 社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。	
第25条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	
2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。	
3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。	・法人と社員が利害関係のある事項（例：法人と社員との間で締結する売買契約など）について議決する場合には、当該社員は議決権を有しない。（医療法第46条の３の３第６項）。
第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	
2 議事録には議長のほか、会議に出席した社員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印しなければならない。	・「署名又は記名押印」を「署名押印」としても可

第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 第７章 役員 第29条 本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事 ○名 第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２ 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。 ３ 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、静岡市保健所長の認可を得た場合は、この限りでない。 ４ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再任を妨げるものではない。 ５ 理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 第31条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ２ 理事長は、本社団の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３ 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ４ 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを静岡市保健所長、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 ５ 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第32条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３ 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任	・原則として理事は３名以上、監事１名以上（医療法第 46 条の 5 第 1 項） ・法人が開設する医療機関の管理者は、原則として理事に加えなければならない。（医療法第 46 条の 5 第 6 項）。 ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。 第34条 役員の報酬等は、 （例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。 （例３）理事長○円、理事○円、監事○円とする。	・３分の２を上回る割合を定めることができる。 ・役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の議決によって定める必要がある。 ・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。また、「総額」を上回なければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。
第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 (2)自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3)本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引 ２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 第36条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２ 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第37条 役員に変更があったときは、速やかに静岡市保健所長に届け出なければならない。	・本条を規程するか否かは任意
第８章 理事会 第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	

の決定 第40条 理事会は、 （例１）各理事が招集する。 （例２）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 ２ 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 ３ 理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ４ 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第41条 理事会の議長は、理事長とする。 第42条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 ２ 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第44条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第９章 定款の変更 第45条 この定款は、社員総会において議決を経、かつ、静岡市保健所長の認可を得なければ変更することができない。 第10章 解散、合併及び分割 第46条 本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２ 本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３ 第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、静岡市保健所長の認可を受けなければならない。 第47条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。	・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。 ・１週間を下回る期間を定めることもできる。 ・過半数を上回る割合を定めることもできる。 ・本項を規程するか否かは任意 ・署名し、又は記名押印する者を理事会に出席した理事長及び監事とすることも可 ・定款の変更は、静岡市保健所長の認可を受けなければ効力を生じない（医療法第 50 条第１項）。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、静岡市保健所長にその旨を届け出なければならない。 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第48条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31 条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの 第49条 本社団は、総社員の同意があるときは、静岡市保健所長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第50条 本社団は、総社員の同意があるときは、静岡市保健所長の認可を得て、分割することができる。 第11章 雑則 第51条 本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ）によって行う。 （例３の場合） 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第52条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附 則 1 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 □□ □□ 理 事 △△ △△ 理 事 凸凸 凸凸 監 事 ☆☆ ☆☆ 2（例１） 本社団の、設立当初の役員の任期は、第 32 条第１項の規定にかかわらず令和○○年３月 31 日までとする。 （例２） 本社団の、設立当初の役員の任期は、第 32 条第１項の規定にかかわらず､本社団の設立を登記した日から２年以内に終了する会計年度の決算に関する定時社員総会の日までとする。 3（例１）	

本社団の、設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、本社団の設立を登記した日から令和〇〇年３月 31 日までとする。 （例２） 本社団の、設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、本社団の設立を登記した日から、当該日の属する年（当該日の属する月が４月から 12 月までの場合にあっては、翌年）の３月 31 日までとする。 ４　本社団の、設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第13条及び第22項第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。	

（ 記 載 例 ）

様式 3

設 立 当 初 の 財 産 目 録

（ 令和○○年 ○月 ○日 現在 ）

1 資 産 額 41,939,064 円

2 負 債 額 19,068,793 円

3 純 資 産 額 22,870,271 円

（内 訳）

単位 ： 円

科 目	金 額
【 資 産 】	
（1）流 動 資 産 （ ① ～ ④ ）	（ 22,870,271）
現 金 ①	6,000,000
医 業 未 収 金 ②	13,570,661
医 薬 品 等 ③	3,299,610
そ の 他 流 動 資 産 ④	0
（2）有形固定資産 （ ⑤ ～ ⑩ ）	（ 17,702,793）
医 療 用 器 械 備 品 ⑤	6,025,500
そ の 他 器 械 備 品 ⑥	972,452
車 輌 船 舶 ⑦	4,499,755
土 地 ⑧	0
建物及び付属設備 ⑨	6,205,086
その他有形固定資産 ⑩	0
（3）無形固定資産 （ ⑪ ～ ⑫ ）	（ 66,000）
電 話 加 入 権 ⑪	66,000
その他無形固定資産 ⑫	0
（4）投 資 等 （ ⑬ ）	（ 1,300,000）
投 資 等 ⑬	1,300,000
A 資 産 合 計	41,939,064
【 負 債 】	
引継による負債 ⑭	4,046,014
売買による負債 ⑮	15,022,779
B 負 債 合 計	19,068,793
C 純 資 産 （A－B）	22,870,271
D 自己資本比率（C／A）	54.5 %

様式３　設立当初の財産目録　記載上の注意

＊１ 医療法人の財産	医療法人が保有する、医療機関を開設・運営するために必要な資産（診療所の土地・建物、医療用器械備品及び医薬品など）を記載します。 医療法人の事業を遂行する上で必要のない資産（開設する診療所以外の不動産など）を取得することはできません。また、個人的な資産を取得することもできません。（例：医師会の入会金等）
＊２ 財産の評価年月日	「医療法人設立認可スケジュール（11 頁）」の**基準日現在の財産目録**を作成してください。資産の評価額は、基準日における（予定）評価額となります。
＊３ 財産の評価方法	この手引き８頁「（２）拠出財産の評価」を参照のうえ、減価償却表や不動産鑑定評価書の額など、適正な金額で評価をしてください。
＊４ 運転資金としての現金など	医療機関が診療した後、実際に診療報酬を手にするのは医療保険の制度上２ヶ月後になります。したがって、医療機関の開設後２ヶ月間は、法人として保険診療収入が見込めないと考えられますので、当座の運転資金として「拠出された現金」、「個人時代の医業未収金」などの流動資産と「窓口での現金収入」を充てることになります。 よって、この財産目録及び「様式 12　設立１年目の収支計画書」から、２ヶ月分の運転資金を法人が資金繰りできることを示していただく必要があります。 （事前協議の段階で「様式 14　医療法人の要約」により確認します）
＊５ 医業未収金及び医薬品等	医業未収金及び医薬品等については、他の資産と異なり、基準日における評価額の算出が困難であると思われます。直近の未収金額や棚卸時の金額から基準日における見込額を算出してください。
＊６ 自己資本比率	法人運営を安定させるために、適切な自己資本比率を保つよう心がけてください。 小数点以下第２位を四捨五入して記載してください。

［ 関連書類 ］　次の関連書類との整合性にご注意ください。

① 設立総会議事録（資産、負債の額に関する議案）
② 様式４　設立当初の財産目録明細書
③ 様式５　設立時の負債明細書
④ 財産の拠出に関する書類（基金拠出契約書など）
⑤ 売買契約書（案）
⑥ 様式 12　設立後の収支計画
⑦ 債務引継承諾書

（ 記 載 例 ）

様式 4

設立当初の財産目録明細書

医 業 未 収 金 ②

種　　別	内　　容	金　　額　（円）	拠出者氏名
社会保険診療収入	○　　月分	4,142,037	□□　□□
	×　　月分	4,053,125	同　上
国民健康保険診療収入	○　　月分	2,731,875	同　上
	×　　月分	2,643,624	同　上
計		13,570,661	

医　薬　品　等 ③

種　　別		数　　量	評 価 額　（円）	拠出者氏名
医薬品	内 服 薬	一　式	1,854,053	□□　□□
	外 用 薬	一　式	601,758	同　上
	注 射 薬	一　式	637,799	同　上
消 耗 品 等			206,000	□□　□□
計			3,299,610	

その他流動資産 ④

品　　名	規格数量	評 価 額　（円）	拠出者氏名
計			

医療用器械備品 ⑤

品　　名	規格数量	評 価 額　（円）	拠出者氏名
超音波診断装置	1	1,300,240	
心 電 計	1	424,315	
X線撮影装置	1	1,927,655	□□　□□
自動現像機	1	2,118,359	同　上
自動分包機	一　式	254,931	
計		6,025,500	

その他器械備品 ⑥

品　　名	規格数量	評 価 額　（円）	拠出者氏名
パーソナルコンピューター	一　式	483,558	
事務机、椅子	一　式	218,438	
棚その他	一　式	270,456	
計		972,452	

車　輌　船　舶 ⑦

種　　別	品　　名	数量	評 価 額　（円）	拠出者氏名
業務用車輌	○○○○	1	1,194,773	
患者送迎ワゴン車	○○○○	1	3,304,982	
計			4,499,755	

土　　地　⑧

所　在　地	地目	用　途	面積（㎡）	評　価　額　（円）	拠出者氏名
計					

建物及び付属設備　⑨

所　在　地	構造	用　途	面積（㎡）	評　価　額　（円）	拠出者氏名
静岡県静岡市 □区 ▲▲一丁目２ 番３号		建物内装	267.7	6,205,086	
計				6,205,086	

その他有形固定資産　⑩

摘　　要	規格数量	評　価　額　（円）	拠出者氏名
計			

電　話　加　入　権　⑪

摘　　要	電話番号	評　価　額　（円）	拠出者氏名
診療所電話 診療所ファックス	000-000-0000 000-000-0000	33,000 33,000	
計		66,000	

その他無形固定資産　⑫

摘　　要	規格数量	評　価　額　（円）	拠出者氏名
計			

投　　資　　等　⑬

摘　　要	規格数量	評　価　額　（円）	拠出者氏名
建物敷金	1	1,300,000	
計		1,300,000	

様式４　設立当初の財産目録明細書　記載上の注意

＊１ 整　合　性　等	“計”が「様式３　設立当初の財産目録」の各項目と一致するか、必ず確認をお願いします。 なお、**複数の医療機関を開設しようとするときは、医療機関毎に区分して、小計を記載するようにしてください。**
＊２ 医　薬　品　等	内服薬、外用薬、注射薬、消耗品等に区分して記載してください。
＊３ 法人が所有しない財産について	法人が所有しない種類の財産については、記入例のように斜線を引くか、又は枠ごと削除してください。
＊４ 医療用器械備品の名称について	医療用器械備品については、**その機能が分かるよう、一般的な名称**を記載してください。 また、減価償却済の医療用器械備品等がある場合は、この財産目録明細書とは別に一覧表を作成してください。
＊５ 減価償却表により評価額が確認できる財産について	医療用機械備品等、減価償却表により評価額が確認できる財産については、**事前協議の際に基準日前日の減価償却表を添付**していただき、評価額の確認をさせていただきます。 （減価償却表の提出は、事前協議のみで正式申請の際は不要です。）
＊６ 売買により取得する財産	財産を売買により取得する場合は、財産の拠出ではありませんので、拠出者氏名の欄は記載不要です。

［ 添付書類 ］　減価償却表（事前協議資料提出時に添付、正式申請時には不要です）

［ 関連書類 ］　次の関連書類との整合性にご注意ください。

① 様式３　設立当初の財産目録
② 売買契約書（案）
③ 財産の拠出に関する書類（基金拠出契約書など）

様式　5

（　記　載　例　）
設 立 時 の 負 債 明 細 書

医療法人に引き継ぐ負債の明細　⑭

債権者 当初契約 年月日	当初の 負債金額	利率	負債の内容	担保	返済 済金額	負債額	1月当たり返済額	最終返済 年月日及 返済回数	当初の 債務者
	千円	%			千円	千円	千円		
○×銀行 △△支店 令和○年 ○月○日	20,000	3.0	X線撮影装置及び自動現像機の購入に係る金銭消費貸借債務	土地 抵当権 設定	15,954	4,046	188	令和○年 ○月○日 △　回	□□ □□
計	20,000				15,954	4,046			

売買による負債の明細　⑮

債権者 契約日 （基準日）	売買金額	負債の内容	担保	返済 済金額	負債額	1月当たり返済額	最終返済 年月日及 返済回数	当初の 債務者
	千円			千円	千円	千円		
□□ □□ **＊4** 令和○年 ○月○日	15,022	売買代金支払い債務	なし	0	15,022	1回目 322 2回目～ 50回目 300	令和○年 ○月○日 50回	－
計	15,022			0	15,022			

［ 記載上の注意 ］

＊1 法人が引き継ぐ負債
　拠出する財産の取得にかかる負債の引継にあたっては、金融機関など債権者の債務引継承諾書が必要です。

＊2 1月当たり返済額
　金融機関の作成した借入金償還表又は売買契約書（案）の返済額と一致また、収支計画書の借入金返済額、支払利息とも一致すること。

＊3 当初の債務者
　売買により資産を取得する場合は、記載を要しません。

＊4 売買契約の日
　売買契約（案）の締結（予定）日は、「医療法人設立認可スケジュール」の基準日としてください。

［ 関連書類 ］　次の関連書類との整合性にご注意ください。

① 設立総会議事録　② 様式３　設立当初の財産目録
③ 様式４　設立当初の財産目録明細書　④ 売買契約書（案）
⑤ 財産の拠出に関する書類(基金拠出契約書など)

（ 作 成 例 ）

売 買 契 約 書 （ 案 ）

医療法人社団○○○（以下、「甲」という）と□□　□□（以下、「乙」という）とは、医療法人設立に伴い、資産の売買に関して次のとおり契約する。

第１条（目　的）

乙は、別紙による医療機器等（以下、「資産」という）を、次条以下の定めに従い甲に売り渡し、甲はこれを買い受ける。

第２条（資産の売買価格）

本契約に定める資産の売買価格は、金 15,022,779 円とする。

第３条（代金の支払い）

代金の支払いに関し、甲は、乙に対して第１回目金 322,779 円を令和　年　月　日に、以後、49 回に均等分割して毎月末日までに、当月分を乙の住所に持参して支払うものとする。

なお、代金には利息を付さないものとする。

第４条（所有権の移転）

資産の所有権は、甲が□□クリニックを開設する日をもって甲へ移転するものとする。

第５条（不可抗力の免責）

本契約に定める資産の引き渡しが、天災地変、その他乙の責めに帰し得ない事由で不可能になったときは、乙はその旨を甲に通知し、引き渡し可能になり次第、引き渡すものとする。

第６条（その他医療法人設立にあたり引き継ぐ資産）

乙は、第１条に定める資産のほか、乙がこれまで□□クリニックの運営のために保有かつ使用していた医療器械、器具備品、その他診療所運営上必要な物品等の一切は、リース契約によるものを除き、第４条に定める所有権移転と同時に無償で甲に引き継ぐものとする。ただし、これらの物品のうち、メンテナンス契約が必要な物品については、新たなメンテナンス契約を締結する。

第７条（その他）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙双方は紳士的に協議を行い、解決することとする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

譲受人　甲　住所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号

氏名　医療法人社団○○○

理事長　静岡太郎　　印

譲渡人　乙　住所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号

氏名　静岡太郎　　印

売買契約書（案）　作成上の注意

＊１ 売買契約書(案)	法人の設立を法務局で登記するまでは、医療法人（理事長）の名義で契約を締結できません。よって、設立認可申請の段階ではすべて契約書（案）を作成していただきます。 （(案）の段階では、契約年月日の記入及び押印は不要です） **なお、法人の設立登記後に正式に契約を締結することになりますが、その際、（案）を作成した時点から売買代金（資産の評価額）に変動があれば、契約締結時の額に変更して契約してください。**
＊２ 資産の内訳	売買する資産の内訳を、別紙で必ず明記してください。
＊３ 売 買 代 金	売買代金の支払回数及び金額は、法人の運営に支障のないように設定してください。なお、この売買契約書(案)の内容が、「様式５　設立時の負債明細書」及び「様式12　収支計画書」の内容と一致しているかなど、他の認可申請書類との整合性にご注意願います。 なお、第１回目の支払日は、「様式10 開設しようとする診療所の概要」に記載する診療所の開設予定月の末日としてください。
＊４ 所有権移転日	「～法人設立登記の日をもって」としても構いませんが、個人時代の診療所を廃止する前に所有権を移転してしまうよりも、法人が診療所を開設する日をもって所有権を移転するのが適当と考えられます。

［ 関連書類 ］　次の関連書類との整合性にご注意ください。

① 設立総会議事録（資産、負債の額に関する議案）
② 様式４　設立当初の財産目録明細書
③ 様式５　設立時の負債明細書
④ 様式10　開設しようとする診療所の概要
⑤ 様式12　設立後の収支計画

（ 作 成 例 ）

令和○○年　○月　○日

静岡太郎　殿

設立代表者個人の住所

住　　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
氏　　名　医療法人社団○○○
　　設立代表者　静岡太郎　　印
電話番号　054－○○○－○○○○

基金の募集事項等の通知について

医療法人社団○○○の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人社団○○○設立代表者に提出していただくよう宜しくお願いいたします。

記

１　募集に係る金銭の総額　　金　15,570,661 円

２　募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額　　金　7,345,624 円
（内容は別紙一覧表のとおり）

３　金銭の払込み又は財産の給付の期間　　令和○○年　○月　○日から
令和○○年　○月　○日まで

４　金銭の払込みの取扱いの場所　　○○銀行　○○支店
（医療法人名の口座を令和○○年○月○日までに開設し連絡します。）

５　その他
①　設立認可申請中の定款を添付します。
②　金銭以外の財産の価額を調査するため、財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類を提出していただきますのでご了承ください。

［作成上の注意］

＊　基金を引き受けようとする者が、その総額の引受けを行う契約を締結する場合は、「基金の募集事項等の通知について」の提出は不要です。

（ 作 成 例 ）

令和〇〇年　〇月　〇日

医療法人社団〇〇〇
設立代表者　静岡太郎　殿

住　　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
氏　　名　静岡太郎　　印
電話番号　054-〇〇〇-〇〇〇〇

基 金 引 受 申 込 書

医療法人社団〇〇〇の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込み致します。

記

１　引き受けようとする金銭の額　　金 15,570,661 円
２　引き受けようとする金銭以外の財産の内容及び価額　　金　7,345,624 円

(内　訳)

種　　別	金　　額	内　　容
現　　金 (うち医業未収金) 医　薬　品　等 医 療 用 器 械 同　上	15,570,661 円 (13,570,661 円) 3,299,610 円 1,927,655 円 2,118,359 円	 〇月分×月分のうち左記の金額を現金にて 別紙一覧表のとおり Ｘ線撮影装置 自動現像機
資 産 合 計	22,916,285 円	
負　　債	4,046,014 円	
差　引　額 (基 金 拠 出 額)	18,870,271 円	

[作成上の注意]

＊ 500 万円を超えて現物拠出する場合は、財産の価額の証明（税理士、税理士法人等の証明）を添付して下さい。

＊ 基金を引き受けようとする者が、その総額の引受けを行う契約を締結する場合は、「基金引受申込書」の提出は不要です。**ただし、上記の 500 万円を超えて現物拠出する場合の財産の価額証明書の提出は必要**ですので御注意ください。

（ 作 成 例 ）

令和〇〇年　〇月　〇日

静岡太郎　殿

設立代表者個人の住所

住　　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
氏　　名　医療法人社団〇〇〇
　　設立代表者　静岡太郎　　印
電話番号　054-〇〇〇-〇〇〇〇

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人社団〇〇〇の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。

医療法人社団〇〇〇設立の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額　　金 18,870,271 円

（内　訳）

種　　別	金　　額	内　　容
現　　金 （うち医業未収金） 医　薬　品　等 医 療 用 器 械 同　上	15,570,661 円 （13,570,661 円） 3,299,610 円 1,927,655 円 2,118,359 円	 〇月分×月分のうち左記の金額を現金にて 別紙一覧表のとおり Ｘ線撮影装置 自動現像機
資　産　合　計	22,916,285 円	
負　　債	4,046,014 円	
差　引　額 （基 金 拠 出 額）	18,870,271 円	

［作成上の注意］

＊　基金を引き受けようとする者が、その総額の引受けを行う契約を締結する場合は、「基金の割当ての決定について」の提出は不要です。

（ 作 成 例 ）

医療法人社団〇〇〇　基金拠出契約書（案）

医療法人社団〇〇〇（以下「甲」という。）と　静岡太郎　（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人社団〇〇〇基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第１条　乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第２条　乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基 金 の 額　　金　18,870,271　円

（内　訳）

種　　別	金　　額	内　　容
現　　金 （うち医業未収金） 医　薬　品　等 医 療 用 器 械 同　上	15,570,661 円 （13,570,661 円） 3,299,610 円 1,927,655 円 2,118,359 円	 〇月分×月分のうち左記の金額を現金にて 別紙一覧表のとおり Ｘ線撮影装置 自動現像機
資　産　合　計	22,916,285 円	
負　　債	4,046,014 円	
差　引　額 （基 金 拠 出 額）	18,870,271 円	

第３条　乙は、令和〇〇年〇月〇日までに、前条に記載の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振り込み手数料を差し引かずに振り込み、又、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。ただし、拠出金のうち医業未収金については、令和〇〇年〇〇月〇日までに振り込むものとする。

第４条　乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第５条　乙は、第３条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第６条　甲は、乙が拠出した第２条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第７条　甲は、令和〇〇年〇月〇日までは拠出された基金を返還しない。

第８条　甲は、第７条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

１　基金（代替基金を含む。）

２　資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第９条　第８条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁償する責任を負うものとする。

第 10 条　第８条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第 11 条　甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第 12 条　甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第 99 条第２項に規定する約定劣後破産債権となる。

第 13 条　この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

令和〇〇年　〇月　〇日

甲　　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
医療法人社団〇〇〇
理事長　静岡太郎　　印

乙　　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
静岡太郎　　印

様式 7

（記載例）

社員及び役員名簿

役員名	氏名	生年月日	性別	住所	職業	続柄
	役職 理事長 静岡太郎	昭和29年 10月11日	男	静岡市□区▲▲一丁目 ２番３号	医師	―
	理事 静岡花子	昭和30年 3月 4日	女	静岡市□区▲▲一丁目 ２番３号	診療所 事務員	妻
	理事 清水次郎	昭和56年 10月30日	男	静岡市□区○○1234 番 地の５	会社員	長男
	監事 富士山一男	昭和27年 7月20日	男	静岡市□区■789 番地	会社員	知人
	計　　４　名					

社員名	氏名	生年月日	性別	住所	職業	拠出額(円)
	静岡太郎	昭和29年 10月11日	男	静岡市□区▲▲一丁目 ２番３号	医師	18,870,271
	静岡花子	昭和30年 3月 4日	女	静岡市□区▲▲一丁目 ２番３号	診療所 事務員	2,000,000
	清水次郎	昭和56年 10月30日	男	静岡市□区○○1234 番 地の５	会社員	2,000,000
	計　　３　名					

様式７　社員及び役員名簿　記載上の注意

＊１ 生 年 月 日	年号等は、省略せずに記載してください。
＊２ 住　　所	番地、号を省略しないで、他の申請書類と同様に印鑑証明書に記載されている住所を正確に記載してください。
＊３ 職　　業	当該医療法人と利害関係にある営利法人（特にメディカルサービス法人など）の役員は、医療法人の役員に就任することは適当ではありません。
＊４ 拠 出 額	財産の拠出に関する書類に記載の拠出額と同じ金額を記載してください。拠出をしない社員は、“０”と記載してください。

［ 関連書類 ］　次の関連書類との整合性にご注意ください。

① 設立総会議事録（資産、負債の額に関する議案）
② 定款（附則：設立当初の役員）
③ 財産の拠出に関する書類(基金拠出契約書など)
④ 様式８　　履歴書
⑤ 印鑑証明書

様式　8

（記載例）
履　歴　書

本　　籍			神奈川県横浜市中区××町１丁目１番地
現　住　所			静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
フ　リ　ガ　ナ			シズオカタロウ
氏　　名			静岡太郎　　(男)・女
生　年　月　日			昭和　29 年　10 月　11 日　　満　○○歳
医師免許番号			第　1234567　号
医籍登録年月日			昭和　54 年　5 月　20 日
年 号	年	月	学　歴　及　び　臨　床　研　修　歴
昭和	48	3	神奈川県横浜市立○○高等学校　卒業
昭和	48	4	◎◎大学医学部　入学
昭和	54	3	◎◎大学医学部　卒業
昭和	54	4	◎◎大学医学部付属病院　内科にて臨床研修
昭和	54	3	同　修了
年 号	年	月	職　　歴
昭和	54	4	▽▽市立▽▽市民病院　内科勤務
平成	2	3	同　退職
平成	2	4	■■病院　整形外科勤務
平成	7	3	同　退職
平成	8	4	△△病院　整形外科 科長
平成	10	3	同　退職
平成	10	4	□□クリニックを開設　現在に至る
年 号	年	月	賞　　罰
			な　し

上記のとおり相違ありません。

令和○○年　○月　○日

氏　名　　静岡太郎

様式８　履　歴　書　　記載上の注意

設立者、役員就任予定者について全員分を作成してください。

＊１ 本 籍 、 住 所	番地、号を省略しないで、他の申請書類と同様に印鑑証明書に記載されている住所を正確に記載してください。
＊２ 医師免許番号 医籍登録年月日	医師（歯科医師）の方は、免許番号及び医籍登録年月日を必ず記載してください。 歯科医師の方は、「歯科医師免許番号」「歯科医籍登録年月日」と様式を修正してください。
＊３ 学　　歴 及び臨床研修歴	概ね，高等学校以上を記載してください。 卒後の臨床研修については，病院名及び主として所属していた部署名１箇所又は専門分野として診療に従事した科目を記載してください。
＊４ 職　　歴	詳細に記載し，退職した場合はその旨を明記してください。 記載日現在，２つ以上の職を兼職している場合は，その旨を「○○に勤務　現在に至る」というように明記してください。 **なお、「開設しようとする診療所に勤務する医師」の方は、在籍していた医療機関名だけでなく、診療科目が分かる所属名（例：○○病院第二外科）まで必ず記載してください。**
＊５ 賞　　罰	ない場合は、「なし」とのみ記載してください。
＊６ 記 載 年 月 日	設立総会開催日と同日にしてください。 生年月日欄の年齢は、この日付時点での満年齢を記載してください。

［ 添付書類 ］　① 印鑑証明書
② 身分証明書

＊ ②は役員就任予定者のみ添付を要する

［ 関連書類 ］　同　上

様式　9

（記載例）

役員就任承諾書

令和〇〇年　〇月　〇日

医療法人社団〇〇〇
設立代表者　　静岡太郎　様

私達は、医療法人社団〇〇〇設立のうえは、それぞれ下記の職名のとおり、役員に就任することを承諾します。

理事長　　静岡太郎　　印

理　事　　静岡花子　　印

理　事　　清水次郎　　印

監　事　　富士山一男　　印

［ 記載上の注意 ］

＊1 記載年月日　設立総会開催日と同日にしてください。

＊1 署名押印　役員就任予定者全員が署名押印してください。
事前協議では空欄としてください。

［ 関連書類 ］① 設立総会議事録（役員選任の議案）
② 定款（附則：設立当初の役員）
③ 様式７　社員及び役員名簿

様式　10

（　記　載　例　）

開設しようとする診療所の概要

名　　称		□□クリニック			
所　在　地		静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号			
開設予定年月日		令和○○年　○月　○日	電　話	054-***-****	
診療科目		内科、整形外科、リハビリテーション科			
病　床　数		０　床	所管保健所	静岡市保健所	
管理者 ＊５	氏名	静岡太郎　（昭和 29 年 10 月 11 日 生　）			
	医籍	第　1234567　号　（昭和 54 年　5 月 20 日 登録）			

職員	職種	開設時の人員	職種	開設時の人員
	医師	常勤　１人	歯科技工士	人
		非常勤　人	看護助手	２人
	歯科医師	常勤　人	歯科助手	人
		非常勤　人	事務員	２人
	看護師	１人		
	准看護師	２人		
	薬剤師	人		
	栄養士	人		
	歯科衛生士	人	合計	８人

敷　地	558.1　㎡
建　物	延　458.4　㎡　（診療所部分　267.7　㎡）
	構　造　軽量鉄骨造　２階建うち１階
	（内　訳）
	診察室　45.3 ㎡
	受付　37.2 ㎡
	処置室　41.7 ㎡
	理学療法室　25.5 ㎡
	手術室　19.9 ㎡
	臨床検査室　15.6 ㎡
	エックス線室　14.1 ㎡
	従業員休憩室　20.0 ㎡
	更衣室　10.3 ㎡
	その他　38.1 ㎡
	小計　267.7 ㎡
	２階住居部分　190.7 ㎡
	透析用ベッド数　０　床
	歯科ユニット数　０　台

診　療　日	日曜、祝祭日を除く毎日
診療時間	月・火・水・金　午前８時30分から12時まで　午後２時30分から６時まで 木・土　　午前８時30分から12時まで
非常勤医師 (歯科医師) の　状　況	

土地及び建物の所有状況

区　分	所　有　者	面　積	賃　貸　借　関　係			
			賃 貸 人	賃 借 人	期　間	賃借料(年額)
土　地	静岡太郎	558.1㎡	静岡太郎	医療法人社団 ○○○	20年	9,000千円
建　物	静岡太郎	267.7㎡				
駐車場	葵三郎	80.3㎡	葵三郎	医療法人社団 ○○○	３年	720千円

リ　ー　ス　物　件

物　件　名	リース契約終了年月	リ　ー　ス　会　社	リース料(年額)
レセプト用コンピュータ	令和○○年　○月	××リース㈱	1,038,240円
その他（　　）件			
合　　計			1,038,240円

様式１０　開設しようとする診療所の概要　記載上の注意

＊1 診療所の名称	定款に記載の名称と同一です。
＊2 開設予定年月日	法人の設立予定日ではなく、設立した法人が診療所を開設する予定日を記載します。法人設立後の、所管保健所で受ける診療所開設許可の日、社会保険事務局で受ける保険医療機関の指定の日などは、この欄に記載する予定年月日付けとしてください。なお、個人で開設している診療所の廃止にかかる諸手続を、法人が診療所を開設する日の前日付けで行う必要があります。
＊3 診療科目	開設時に標榜する診療科目を記載します。診療科目は、医療法施行令第３条の２に規定されているもの及び「麻酔科」です。
＊4 所管保健所	開設しようとする診療所の所在地（法人の事務所の所在地ではありません。）を管轄する保健所を記載します。静岡県内の各地域を所管する保健所は、下記のとおりです。
＊5 管理者	歯科医師の場合は、「歯科医籍」と様式を修正してください。

保健所名	所管区域
静岡県賀茂保健所	下田市 (賀茂郡) 東伊豆町　河津町　南伊豆町　松崎町　西伊豆町
静岡県熱海保健所	熱海市　伊東市
静岡県東部保健所	沼津市　三島市　裾野市　伊豆市　伊豆の国市 (田方郡) 函南町　(駿東郡) 清水町　長泉町
静岡県御殿場保健所	御殿場市　(駿東郡) 小山町
静岡県富士保健所	富士市　富士宮市
静岡県中部保健所	焼津市　藤枝市　島田市　牧之原市 (榛原郡) 川根本町　吉田町
静岡県西部保健所	磐田市　袋井市　掛川市　御前崎市　菊川市　湖西市 (周智郡) 森町
静岡市保健所	静岡市
浜松市保健所	浜松市

＊6 職　　員	医師及び歯科医師は、常勤と非常勤を区分してください。 なお、この様式に無い職種は、**「その他」としないで、具体的な職種を新たに書き加え**てください。また、書き加える職種は、法律上の正式な名称を記載してください。 例：○ 「診療放射線技師」 ×　「X線技師」
＊7 面　　積	敷地は、駐車場などを含む診療所の敷地全体を記載。建物は、建築物全体の延べ面積、及びその内訳を記載します。**土地・建物とも、添付する登記事項証明書の面積と一致するか必ず確認をしてください。ただし、登記面積と実測面積が一致しない場合は、どちらを記載しても構いません。** 賃貸借する場合は、賃貸借契約書（案）に記載される物件の面積と一致しているか確認をお願いします。 なお、建物に居宅部分など診療所以外の用途に使用される箇所が含まれる場合は、診療所だけを明確に区分し、診療所の面積を再掲します。
＊8 透析用ベッド 歯科ユニット	透析用ベッド及び歯科ユニットを備える場合は、その数を記載します。 無い場合は、“0”と記載してください。
＊9 非常勤医師	非常勤医師(歯科医師)がいる場合は、その氏名と勤務状況（勤務する曜日、時間など）を記載します。該当なければ、斜線を引いてください。
＊10 土地及び建物の所有状況	土地、建物双方の所有状況、権利関係、賃借料などを正確に記載してください。診療所の駐車場などを賃借する場合も、全て記載します。
＊11 リース物件	個人のリース契約を法人が引き継ごうとする場合は、事前協議までにリース会社などの承認を得て、**リース契約書の写し**及び**リース引継承認(願)書の写し**を添付してください。

［ 添付書類 ］
① 案内図（最寄り駅、主要道路などから診療所の位置が分かる地図）
② 敷地図（診療所の建物の配置図）
③ 公図の写し（**該当地番＝診療所の敷地を色塗り**するなどして示したうえ、**診療所の建物の形を書き加える**こと。）
④ 建物平面図（構造、出入り口、各室の名称及び用途が分かる鮮明なもの。）
＊増改築などしてある場合は、現在の図面か確認をしておくこと。
＊各室の面積を図示しておくこと。
＊住居兼用などの場合、診療所部分を明確に区分し、図示すること。
⑤ 常勤医師(歯科医師)の免許証（写）
⑥ リース契約書（写）　⑦ リース引継承諾(願)書（写）

［ 関連書類 ］
① 定款（診療所の名称、所在地）
② 賃貸借契約書（案）
③ 様式12　設立１年目の収支計画書
④ 登記事項証明書（所在地、面積）

賃 貸 借 契 約 書 （ 案 ）

建物の賃貸借について、賃貸人　静岡太郎（以下「甲」という。）と賃借人医療法人社団○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、その所有する次に掲げる建物を乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

（１）建物の所在地　　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
（２）構　　造　　軽量鉄骨造　２階建てのうち１階
（３）家 屋 番 号　　○番○
（４）床　面　積　　267.7 平方メートル

第２条　賃貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から 10 年間とする。ただし、この期間満了の日の○月前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により異議の申出がないときには、この期間は、更に○年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

第３条　賃料は１ヶ月金 750,000 円とし、乙は、毎月末日までに当月分を甲の住所に持参して支払うものとする。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の変更等により不相当となったときは、甲は、契約期間中であっても賃料の変更を請求し賃料の変更契約を締結できるものとする。

第４条　乙は、本件物件を診療所の目的に使用するほか、他の用途に使用してはならない。

第５条　乙は、次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

（１）賃借物件の模様替え、又は造作その他の工作をするとき。
（２）賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれらに準ずる行為をするとき。

第６条　乙が、次の場合の１つに該当したときは、甲は、催告をしないで、ただちに本契約を解除することができるものとする。

（１）賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との信頼関係を著しく害すると認められるとき。
（２）本契約に違反したとき。

第７条　本件物件に対する修理費及び保険料は、乙が費用を負担してみずから行うものとする。

第８条　本件物件に対する公租公課は、甲が負担するものとする。

第９条　乙は、本件物件の明け渡しに際し、自己の所有又は保管する物件を全部収去し、もし、甲の承諾なしに造作加工したものがあれば、全てこれを原状に復したうえで、甲の立会を求め、本件物件の引き渡しをするものとする。

第 10 条　本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第１審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意する。

上記の契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
静岡太郎　　印

（乙）静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
医療法人社団○○○
理事長　静岡太郎　　印

賃貸借契約書（案）　作成上の注意

＊1 賃貸借契約書(案)

市保健所長の設立認可を受けた後に法人の設立を登記するまでは、法人名義で契約を締結することができません。従って、設立認可申請の段階では「賃貸借契約書(案)」を作成して添付していただきます。

なお、現在個人で開設している診療所を第三者から賃借している場合は、その契約書の写しを添付したうえで、次の①又は②が必要になります。

①法人が診療所を開設する日をもって、賃借人としての地位を法人が個人から承継することに対する、賃貸人である第三者の承諾書。

②現在の賃借人（診療所の個人開設者＝設立代表者）が医療法人に転貸する場合は、転貸＝法人と理事長の賃貸借契約書（案）及び元の賃貸人の転貸に関する承書。

①又は②については、あらかじめ書面で承諾を得てください。

＊2 賃借物件

賃貸借の目的物について、正確に記入してください。

なお、**診療所が住居兼用の場合、住居部分を医療法人が賃借することはできません**ので、診療所部分を明確に区分してください。

＊3 契約期間

事前協議の段階では、契約期間の最初の日を記入する必要はありません。**契約期間の最初の日は、診療所の開設主体を個人から法人へ変更する日（法人が診療所を開設する日）**と同日になります。

なお、診療所の土地・建物のいずれも法人が自己所有せずに賃借する場合、契約期間が長期（目安として 10 年以上）であるか、又は契約期間の更新が円滑に行われる内容であることが望ましいとされています。

＊4 賃借料

不当に過大な賃借料の支払いは、医療法第 54 条により禁止されている「剰余金の配当」に該当します。法人の役員及び社員や、その親族が経営するメディカルサービス法人などから賃借する場合は、近傍類似事例を３～５件程度例示し、その平均との当該賃借料の比較検討し適切であることを示した資料を提出してください。

＊5 住所等

賃貸人及び賃借人の住所は、番地及び号などを省略しないで正確に記入してください。

［ 添付書類 ］　① 賃借料の算出根拠
（役員、社員、メディカルサービス法人などから賃借しようとする場合）

［ 関連書類 ］　① 設立総会議事録
② 様式 10　開設しようとする診療所の概要
③ 様式 12　設立１年目の収支計画書
④ 登記事項証明書

（ 作 成 例 ）
リ ー ス 引 継 承 認 （ 願 ） 書

令和〇〇年　〇月　〇日

（リース会社名）
××リース株式会社
代表取締役　〇〇〇〇　殿

住　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号
氏　名　静岡太郎　　印

私の開設する□□クリニックは、このたび医療法に基づき設立される予定の医療法人社団〇〇〇に組織変更し、同法人が□□クリニックを開設することになりました。

つきましては、私が貴社との間に締結した令和〇〇年〇月〇日付けリース契約（契約番号〇〇〇〇）の賃借人の名義を、前記の医療法人社団〇〇〇設立のうえは、私個人から法人に引き継ぎたく、静岡市保健所長に医療法人設立認可申請をするにあたり貴社の承認を願います。

上記の件を承認します。

令和〇〇年　〇月　〇日

所　在　地　　静岡県静岡市〇〇区〇〇二丁目〇〇番〇〇号

会　社　名　　××リース株式会社

代　表　者　　代表取締役　〇〇〇〇　　印

［ 作成上の注意 ］

＊　承認年月日　｜　**事前協議書類の提出までに承認を得てください。**
なお、原本は設立代表者（法人）が保管し、写しを提出してください。

［ 関連書類 ］　① 様式10　開設しようとする診療所の概要
② 様式12　設立１年目の収支計画書
③ リース契約書（写）

様式　11

（ 記 載 例 ）
設 立 1 年 目 の 事 業 計 画

令和○○年　○月　○日　～　令和○○年　○月　○日

初年度においては、科学的で適正な医療の普及を図るとともに、医療内容の充実に努め、もって地域住民の健康増進に寄与できるよう、法人の運営基盤を確立する。

設備整備等

現有機器で対応する。少額備品等については、必要に応じて購入する。

従事者増員計画

現在の８名で対応し、増員は予定していない。

［ 記載上の注意 ］

＊1 事業計画の年数	個人開業時代の実績が基準日（11 頁参照）以前に２年以上ない場合は、事業計画及び収支計画とも２年分が必要となります。「設立２年目の事業計画」として２年目も作成してください。
＊2 期　　間	**基準日から暦年で１年間**としてください。
＊3 設 備 整 備 等	具体的な計画がある場合には、詳細に記載してください。なお、設備整備等にかかる金額を「様式 12　設立１年目（２年目）の収支計画書」に記載し整合性に注意するようお願いします。（例：医療用器械備品の購入計画があれば、収支計画のⅢ財務支出－医療機器取得等へ計上する。）
＊4 従業員増員計画	従業員の現員は「様式 10　開設しようとする診療所の概要」の職員欄と一致します。また、増員の予定があれば、「様式 12　設立１年目（２年目）の収支計画書」のⅠ医業費用－１人件費－１給与費に反映する必要があります。

［ 関連書類 ］　① 様式 10　開設しようとする診療所の概要
② 様式 12　設立１年目の収支計画書

様式　12

（　記　載　例　）

設立１年目の収支計画書

１ 収　　入　　（単位：千円）

区　　分	金　　額	積　　算　　根　　拠
Ⅰ 医業収入	97,057	
1 保険診療収入	92,085	１日当たり　外来 51 人、平均単価　4,900 円 年間稼働日数　296 日
外　　来	73,970	51 人/日×4,900 円×296 日＝73,970,400 円
在　　宅	18,115	１日当たり 在宅 6 人、平均単価　10,269 円 年間稼働日数　294 日
入　　院	0	６人/日×10,269 円×294 日＝18,114,516 円
2 自由診療収入	4,972	１日当たり 外来 1.6 人、平均単価　10,500 円 年間稼働日数　296 日 1.6 人/日×10,500 円×296 日＝4,972,800 円
		診療日　　日曜祝祭日を除く毎日 休　診　　木曜・土曜日の午後
3 その他医業収入	0	室料差額　　０円　　文書料　　０円
Ⅱ 医業外収入	19	
1 受取利息収入	0	
2 雑　収　入	19	診療所内公衆電話
Ⅲ 財務収入	6,000	
1 借　入　金	0	
2 拠　出　金	6,000	設立時拠出金
収入合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	103,076	

２ 支　　出　　（単位：千円）

区　　分		金　　額	積　　算　　根　　拠
Ⅰ 医業費用		70,553	
1 人件費		45,487	
1 給与費		42,912	
役職名	職種		
理事長	医師	14,400	１名×1,200,000 円×12 ヶ月
理　事	事務	4,800	１名×　400,000 円×12 ヶ月
職　員			人数×（月額給与×12 ヶ月＋賞与分）
	看護師	5,152	１名×（322,000 円×12 ヶ月＋1,288,000 円）
	准看護師	7,328	２名×（229,000 円×12 ヶ月＋　916,000 円）
	看護助手	7,072	２名×（221,000 円×12 ヶ月＋　884,000 円）
	事務員	4,160	１名×（260,000 円×12 ヶ月＋1,040,000 円）
2 法定福利費		2,575	

2 材　料　費		5,533	
	1 医 薬 品 費	2,912	医業収入比　　3.0%
	2 診療材料費	1,068	1.1%
	3 給食材料費	0	0%
	4 検査委託費	1,553	1.6%
3 経　　費		8,382	
	1 福利厚生費	358	
	2 旅費交通費	46	
	3 通　信　費	239	電話料金
	4 消 耗 品 費	1,452	事務用消耗品ほか
	5 車　両　費	444	ガソリン代、修理代、車検費用等
	6 会　議　費	140	
	7 水道光熱費	1,563	
	8 修　繕　費	246	車輌、医療機器等
	9 保　険　料	93	
	10 交　際　費	540	
	11 広　告　費	201	
	12 諸　会　費	293	
	13 研究研修費	436	研修会参加費用
	14 租 税 公 課	51	
	15 衛生管理費	720	清掃業務
	16 管 理 諸 費	900	会計事務所委託料ほか
	17		
	18		
	19 雑　　費	660	
4 減価償却費		393	
5 賃　借　料		10,758	土地(駐車場)　　720,000 円(年額)
	1 土地・建物	9,720	建物　　750 千円×12 月　9,000,000 円
	2 リ ー ス 料	1,038	リース　　1,038,240 円
Ⅱ 医業外費用		143	
1 支払利息		68	引継負債分支払利息
2 貸倒引当金繰入		75	
3			
Ⅲ 財 務 支 出		15,112	
1 借入金返済		2,256	引継負債分(X線診断装置 188 千円×12 月)
2 売買代金返済		3,623	売買代金　322,779 円＋300 千円×11 月
3 医療機器等取得		0	
4 法人税等		9,233	課税対象 26,380 千円×約 35%
Ⅳ 支出合計(Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ)		85,808	
Ⅴ 当 年 収 支 差 額		17,268	(次期繰越金)
合　　計(Ⅳ＋Ⅴ)		103,076	

様式 12　　設立後の収支計画書　記載上の注意

＊1 収支計画の年数	**個人開業時代の実績が基準日（11 頁参照）以前に２年以上無い場合は、事業計画及び収支計画とも２年分が必要となります。**「設立２年目の収支計画書」として２年目も作成してください。
＊2 算出根拠	収入及び支出の各項目について、簡単な積算根拠を示してください。
＊3 拠出金	通常「様式３ 設立当初の財産目録」に記載した①現金、④その他流動資産（預金など）、を合計した金額がこの欄に計上されます。 **なお、設立２年目の収支計画書を作成する場合は、「拠出金」ではなく、「前年度繰越金」に科目名を変更してください。**
＊4 役員の給与	法人が開設する診療所又は法人の事務所で勤務をしない役員（特に県外に居住する者）に対する、〇〇万円×12 ヶ月というような、いわゆる役員手当は、医療法第 54 条で禁止された剰余金の配当に該当するおそれがあります。 役員が診療所又は法人の事務所に勤務する場合は、役職名の後に（　）書きでその職務（医師、事務員など）を記載し、その労働の対価としての給与を計上してください。
＊5 職員の給与	各職種別に、人数、金額、月数を明記してください。ただし、役員として既に計上してある場合は、重複しないようにしてください。 **給与を計上した役員と職員が、「様式 10　開設しようとする診療所の概要」の職員欄と一致します。**
＊6 法定福利費	法人としての社会保険料などを計上してください。
＊7 財務支出	借入金返済及び売買代金返済の金額が、「様式５　設立時の負債明細書」の記載内容と一致しているか、必ず確認してください。 また、「様式 11　設立１年目の事業計画」との整合性にもご注意ください。（医療機器等取得の予定があれば、その金額を計上します。）
＊8 次年度繰越金	金額が＊３の拠出金（２年目の場合は前年度繰越額）の金額を下回ると、年間の収支が赤字ということになります。

［ 関連書類 ］
① 設立総会議事録
② 様式５　設立時の負債明細書
③ 売買契約書（案）
④ 様式 10　開設しようとする診療所の概要
⑤ 様式 11　設立１年目の事業計画

様式　13

（記載例）
委　　任　　状

私達は、静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号　静岡太郎　を医療法人社団○○○の設立代表者に選任し、この法人の設立に関する一切の権限を委任します。

令和○○年　○月　○日

住　所　静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号

氏　名　静岡花子　　印

住　所　静岡県静岡市○○1234 番地の５

氏　名　清水次郎　　印

［ 記載上の注意 ］

＊１ 設立代表者	設立総会において選任される設立代表者の住所、氏名を正確に記載してください。（印鑑証明書の住所を記載する）
＊２ 記載年月日	設立総会開催日と同日とする。（事前協議では記載不要）
＊３署名又は記名押印	**設立代表者以外の設立者全員が、必ず署名又は記名押印してください。** 設立者ではない役員（監事など）は、委任する必要ありません。

［ 関連書類 ］　① 設立総会の議事録（設立代表者選任の議案）
② 社員及び役員名簿

様式　14

フ リ ガ ナ　シャダン　○○ ○○ ○○

医療法人　社団　○ ○ ○　の要約

（一人医師医療法人　(医科)・歯科）

行　政　書　士　×　×　×　×	電　話　054-○○○-1234
事　務　所　名　×　×　行政書士事務所	ＦＡＸ　054-○○○-1235
事務所所在地　静岡県静岡市△△12-34	E-mail

1 設立しようとする医療法人

法人の形態	社団(基金制度を採用)　~~社団(基金制度を不採用)~~　~~財団~~	
法人名	医療法人　社団　○ ○ ○	
事務所の所在地	静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号	
法人が開設しようとする診療所	名　称	□ □ クリニック
	所在地	静岡県静岡市□区▲▲一丁目 23 番 45 号

＊法人の形態は該当するものを ○ で囲むか、又は該当しないものを二重取消線で消すこと。

2 現在開設している診療所　((有)・無)

名　　称	□ □ クリニック	開設年月日	平成 15 年　４月１日
所 在 地	静岡県静岡市□区▲▲一丁目２番３号	病床数	０床
開 設 者	静岡太郎	管　理　者	静岡太郎
(院内処方) ／　院外処方			

3 設立者（社員全員）

＊年齢は基準日現在の満年齢を記載してください

職 名	氏　　名	年齢	職　業	理事長との続柄	設立１年目の月額給与(円)	拠出する物件	概算評価額(円)
理事長	静岡太郎	○○	医　師		1,200,000	現金、医業未収入金、医療機器	18,870,271
理 事	静岡花子	○○	診療所事務員	妻	400,000	現　金	2,000,000
理 事	清水次郎	○○	会社員	長男	0	現　金	2,000,000

4 設立者以外の役員就任予定者

職名	氏　　名	年齢	職　業	理事長との続柄	設立１年目の月額給与(円)	備　　考
監 事	富士山一男	○○	会社員	知人	0	○○株式会社(飲食サービス)勤務

５ 診療所を個人で開設していた実績（過去１年間○○年　１月から○○年 12 月まで）

（単位 ： 円）

収　　入		支　　出	
１ 医 業 収 入	**96,719,243 円**	**１ 医 業 支 出**	**58,130,599 円**
保険等基金収入	78,388,530 円	人　件　費	44,577,260 円
〃　窓口収入	13,390,118 円	診 療 経 費	5,515,489 円
自 由 診療収入	4,940,595 円	一般管理費	8,037,850 円
２ 医業外収入	**19,000 円**	**２ 医業外支出**	**14,230,900 円**
＊外来患者の１日平均	稼動　296 日	**３ 支　出　計**	**72,361,499 円**
保険診療	患者数　52.9 人　単価　5,056 円	**４ 収 支 差 額**	**24,376,744 円**
自由診療	患者数 1.6 人　単価 10,432 円		
＊在宅患者の１日平均	**稼動　２９４日**		
保険診療	**患者数　４人　単価 10,722.6 円**		
自由診療	**患者数　０人　単価　０円**		
＊入院患者の１日平均	年間　365 日		
保険診療	患者数　０人　単価　０円		
自由診療	患者数　０人　単価　０円		
合　　計	**96,738,243 円**	**合　　計**	**96,738,243 円**

注１） 医療法人が開設しようとする診療所について、「前年の税務申告」に基づき記載すること。

注２） 前年に税務申告した期間が１年に満たない場合は、“事前協議書類を提出する２ヶ月前までの直近の１年間”の実績を記載すること。

（例） ６月提出 ⇒ 前年 ５月から当年 ４月末までの診療実績

注３）「様式 12　設立１年目の収支計画書」中の「Ⅰ 医業収入」が、上記の収入合計金額（１年未満は年額換算）の 120％を超える場合は、理由を別紙（記載方法は任意）で添付願います。

６ 法人設立後２ヶ月間の運転資金

必要とする運転資金の額			法人設立時の流動資産など	
12,684,500 円		＜	22,625,779 円	
医業費用－減価償却費	70,160,000 円		現　　金	6,000,000 円
借 入 金 返 済	2,256,000 円		医 業 未 収 金	13,570,661 円
売 買 代 金 返 済	3,623,000 円		診療窓口収入	3,055,118 円
支 払 利 息	68,000 円		借 入 金 な ど	0 円
計	76,107,000 円	の２／12		

※１ 「様式 12　設立１年目の収支計画書」の各項目と同じ金額を使用すること。

※２ 「様式３　設立当初の財産目録」の①、②、④及び「様式 12　設立１年目の収支計画書」との整合性に注意すること。

様式１４　　医療法人の要約　記載上の注意

＊１ 法人が開設しようとする診療所	診療所を２ヵ所以上開設しようとする場合は全て記載。 （定款第４条と一致します）
＊２ 現在開設している診療所	所管する保健所へ届け出ている内容を正確に記載してください。
＊３ 拠出する物件の概算評価額	財産の拠出に関する書類（基金拠出契約書）など、他の書類との整合性にご注意ください。
＊４ 個人時代の実績	前年に税務申告した期間が１年に満たない場合は，“事前協議書類を提出する２ヶ月前までの直近の１年間”の実績を記載してください。 また，基準日以前の開業実績が２年以上無い場合は，上記の実績とは別に，法人による診療所開設後の「見込み患者数」及び「診療単価」の算出根拠を示してください。
＊５ 運転資金	「診療窓口収入」以外の各項目は、「様式３ 設立当初の財産目録」及び「様式 12　設立１年目の収支計画書」の金額を使用してください。 「診療窓口収入」は、個人時代の実績に記載した「保険等窓口収入」と「自由診療収入」の金額を合計して２ヶ月分を算出します。 記載例では、(13, 390, 118＋4, 940, 595)×２/12＝3, 055, 118 となります。

［ 関連書類 ］　次の書類との整合性にご注意ください。

① 定款（診療所の名称・所在地）
② 様式３ 設立当初の財産目録
③ 財産の拠出に関する書類(基金拠出契約書など)
④ 様式７ 社員（役員）名簿
⑤ 様式 12　設立１年目の収支計画書

［ 添付書類 ］① 設立代表者の個人時代の確定申告書（写）及び青色申告決算書（写）
＊直近のもの。ただし、現在開設している診療所の実績が確定申告書（写）及び青色申告決算書（写）で確認できない場合は、次の②を提出。
② 収支計画（医業収入）の算定基礎
＊基準日以前の実績が２年未満の場合に必要。